

平成19年度 第4回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成20年1月25日(金)

13:00から16:30

場 所 県庁西庁舎 災害対策本部室

1. 開 会

事務局(赤羽主任専門指導員)

今日お見えの予定のまだ3名の方は見えておりませんが、予定の時間になりましたので、ただいまから、平成19年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます。技術管理室の赤羽敏雄と申します。よろしく願いをいたします。

初めに、お手元にマイクがあるかと思えますけれども、このマイクの使い方についてちょっとご説明させていただきますが、マイクのオン・オフスイッチというのが一番手前のところにあります。これを押しますと、マイクのところに赤くつきます。マイクそのものの下に赤くつきますので、マイクが赤くついている状態のときにマイクが使えるということでございます。それから、今、私が話しているボリュームですね、ボリューム8で話しております。ボリュームも左側のところに調整のつまみがついておりますので、その辺をお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第により進めさせていただきますと思います。初めに原土木部長からごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

原土木部長

土木部長の原でございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また大寒という本当に今年最も寒い時期であります。本委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、この時期は県にと

りまして平成19年度の予算の仕上げ、そしてまた平成20年度の新年度予算の編成という非常に忙しい時期でもあります。委員の皆様におかれましても、年度末を控えまして大変お忙しいことかと存じますが、本日、お願いいたしております案件、これらにつきましては、本年度内、3月末までにご意見を取りまとめていただくようお願いをするところでございます。冒頭に当たりましてごあいさつをいたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局（赤羽主任専門指導員）

続きまして、福田委員長、お願いいたします。

福田委員長

今日もお忙しい中、皆さんどうもありがとうございます。県からこう審議を頼まれている4件についての意見書というのがかなり形になってきまして、今日うまくまとまるのではないかと思います。そして浅川については、また一歩よい形で議論を進めていきたいと思っておりますので、ご協力、よろしくをお願いいたします。

事務局（赤羽主任専門指導員）

ありがとうございました。なお、本日は、清水委員、中村委員、三木委員、柳澤委員がご都合により欠席されております。また、石澤委員、梶山委員、高木委員につきましては、今日、出席の予定でございますので、後ほどお見えになろうかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは福田委員長、よろしくをお願いいたします。

福田委員長

議事に入る前に、議事録署名委員という形でまた順番で、松岡先生と梶山先生に、梶山先生はまだお見えになっていないので、またあとでお願いいたしたいと思っております。

3. 議 事

(1) 平成19年度長野県公共事業再評価について

(2) その他

福田委員長

意見書ということで、16時半までこの意見書の関係と、予定ですけれども、浅川の関係という形で進めたいんですが。意見書は、前回の意見を踏まえまして、赤の表現は皆さんから指摘いただいたところをこのように直しましたというところなんです。あらかじめお配りしていて、簡単にコメントいたしますけれども。それで全体的な意見として前半にまとめて、あと後半の方ですね、4ページからですけれども、個別意見ということで、青山先生、梶山先生、内山先生からいただいた意見というのは、このようにいただいたままの形でつけるということで整理してございます。中身、校正とか再チェックいただきまして、できるだけ早くこれについての意見書を、この形でいいかどうか、まとめられたらと思います。よろしく願いいたします。

それではこの意見書の確認の中身に入りますが、よろしいでしょうか。

1ページ目から簡単にご説明させていただきますけれども。この最初の前段ですね、ここは最初にコスト的な視点を踏まえということだったんだけれども、そうでなくていろいろな視点、一応県がA3の資料でやっていますし、委員としても現地とかへ行っているいろいろな視点から整理しましたということで、このようにいろいろな視点からの評価を行ったということをつけかえております。

また、この前指摘を受けて「県案どおり」に、とあったんですけれども、「長野県公共事業再評価委員会の案どおり」ということで、ここは全事業についてこのような表現に直したというところでございます。

1つ目の街路事業というところは、言われたところの問題のあるところは、結構削除したりとかしたんですけれども、特に大きく変わりましたところは、オリンピックの記述、上からの点の4つ目ですけれども、そこについてはご指摘を内山さんからいただいたので、このような形に直してございます。

一応全体的な意見としては、ここに入れていいということでこの間ありまし

たので、4ページ目を見ていただけますでしょうか。ここに、若里につきましては、個別意見として、青山先生、いらしてないんですけども梶山先生の意見がこのようにつけ加わっております。これはもう個別の意見ということで、私どもの方で、内山さんの意見も加わっておりますけれども。一応補足説明ということでいただいた方がよろしいと思いますので、このような、お一人ずつちょっとコメントをいただけたらと思います。

青山委員

前回申し上げたとおり、交通量がかかわる話に関しては、将来交通量、既にある道路を拡幅とか延長するような場合は、全国道路交通情勢調査によって、3年に1回やっていると思いますが、そのデータを添付すると。僕の方は意見というより、そういう事実なり、根拠、ベースになるデータを、今回に限らず今後も道路に関してはつけていただきたい。

用語として難しいのがありますが、発生集中交通量、それから分布交通量、新しい道路への配分交通量という、普通、3段階で交通量を予測するわけです。発生集中というのは、例えば大きな施設が近くにできた場合、ゾーン単位、個々の建物ではなくて。そういうものができる、1平米当たり、例えば病院なり公共施設だと1日に何台という基本データがあって、それを積み上げて新しく発生する交通量を推定するわけです。そういうものがないときというのは、交通容量というのが道路についてはありますから、可能交通容量というのと、前回も私に質問が出ましたけれども。ある時間がピークでかなりの交通量になりますが、全体としては可能交通容量、1日単位での交通量をその道路が大体満たすかどうかということが、一つ判断になるわけです。渋滞が出たからすぐに車線を増やすということは、今のいろいろな情勢の中では、一般道であってもないと思います。その辺の根拠になるものを出していただきたいということです。3つの道路の事例がありましたので、それぞれについて、今、私が言った根拠を判例的につけたということで。

いい、悪いとか、ここにはネットワーク図はありませんけれども、リンク図が。それを見て、これはこの工事そのものが必要ないとか、この拡幅をしない方がいいとかということを行っているわけではございません。あくまでそうい

うものをつけておいてもらった方が、専門家であれ、行政の方々であれ、市民の方であれ、判断の根拠を与える情報として望ましいと申し上げました。それらがついて送られてきましたので、それについては、事務局にもこういうことを私は要求していたということを申し上げました。

和田宿は、当該道路そのものは非常に小さなもので、バイパスを含めても、それともう一つ大きな高規格道路でしょうか、国幹道ではないですから高規格ですかね。あの道路との関係は、ネットワークというより将来交通量の大きかな推計値があったと思いますけれども、あの事業そのものは、大きな高規格というより和田宿のところをバイパスする道路の話ですから、添付された資料でよろしいのではないかなというふうに思います。以上です。

福田委員長

どうもありがとうございます。事業のよい、悪いということではなくて、評価するに当たっての基礎的な資料としてこういうものをつけてほしいということ、これ最も重要なお話で、昨年も多分、道路があったときに出た話なんですけれども。逆に昨年、委員会の方で提言を出しまして、もう社会的な視点、もっと専門的な視点、交通量とかも含めて必要だということがあって、こういったことは、県内の公共事業、今後の評価委員会でも非常に重要なことですので、道路のときはこういうのは基本として出していくということを、今、ご提言いただいたということだと思っておりますけれども。これについては、委員のほかの皆さんがいい、悪いというお話ではないと思いますので、こういう形で青山先生のご意見をまとめたということでご了解、皆さんもいただきたいと思います。何か青山先生にご質問とか何かあればお伺いいたしますけれども、よろしいでしょうか。

特にないようですので、梶山先生はいらっしゃってないので、内山さん、6ページにございますけれども、ちょっと、ではコメントをいただけますか。

内山委員

前回のときも簡単に申し上げたんですが、私は主に1998年2月の長野冬季オリンピックとの関連で、この都市計画道路丹波島村山線を考えてみる必要があ

るという意見を申し上げました。そして個人意見の方では非常に、この計画はもとが都市計画決定がされていたと。これは一番下の欄に書いてありますが、都市計画法が昭和43年6月にもう全面的に改正されて新都市計画法となったと。そのときの1年後、約1年後、施行される直前に長野市の全域の都市計画が決定されています。そのときに、この丹波島村山線は、幅員16メートルの道路として都市計画決定されていた。それが、改めて平成7年8月の都市計画の変更再決定によって、30メートル4車線の道路に拡大して決まったと。これが、そもそもあの道路、国道でもないんですが、あの道路が30メートル4車線の必要性があったのかどうか。

そして将来交通量の見込みも、実績として見ますと、2段目に書いてありますが、平成11年に1期工事が完成して供用開始されてから、一部、今回の部分が残っているわけですが、想定値よりも減っているわけですね、6年間で。ということは、その前の道路の自動車交通量の想定が、実績値によって見直さなければいけないような実態があると。しかし、あそこでビックハット等のオリンピック関連施設がありましたから、当時の長野県政、あるいは長野市政は、オリンピックの条件整備を絶対の優先命題としていまして、それを行ったと。その中にこの、一たん都市計画決定していたものを拡大して、さらに再決定したと。

これによって、こういうことをしますと、一たん都市計画決定しているものの道路については、その両側の沿線の住宅とか、建物等が建築制限を受けるわけです。2階建て以上はいけないとか、地下室はだめだとか。そしてそれでもさらに、その事業が具体化したときには、都市計画道路より後ろに後退しなさいという念書までとられてやっているということで、都市計画の再決定というのは慎重でなければいけないと思うんですが、これがそういう形で行われて、オリンピックだけの、2週間のオリンピックのためだけにこの都市計画決定が行われて、道路計画が出ていると。

そういう点で、この丹波島村山線のこの道路計画は、基本的にその後の長野市の道路網とか交通量とか、都市計画道路の必要性から生み出されたものではなくて、非常に無理筋の考え方によって行われたということがあって、思いますので、これは計画そのものが、30メートル4車線に計画を決めた、その計画の

決定そのものに基本的な過ちがあるというふうに思っているので、その要点をここに書いたわけです。

福田委員長

過ちがあったということで、オリンピックよりも前に戻る時点からのご指摘ということで、個人的に、このようなところで載させていただきました。

1ページ目に戻っていただきたいんですけども、委員会でも、3つ目の点です。1個目、2個目は、みんな全員でということで、3つ目はいろいろな課題として、やっぱりその辺でも、3つ目、4つ目ですけども、出まして、委員会でもかなりこの辺は多く指摘なり、課題として挙げられたことなので、全体意見としてもこのようにまとめています。一つの事業、メリットもありますし、デメリットもあるという点で、デメリットの面からの評価というところではいろいろな意見があったことというのはやっぱり事実ですので、このように全体としてはやっぱりまとめていると。もっと詳細な点で内山さんの個人の見解をまとめているという構成になっております。

街路事業の長野市若里の丹波島村山線については、このようなまとめでよろしいでしょうか。ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

田口委員

内山さんのところ、題名のところ・・・

内山委員

題名ですか。

福田委員長

補足ですけども、これについては2ページ目ですね。この社会的背景とか、幹線道路網全体から見た当該区間の位置づけ等が、なかなか明確に見えないというのは、皆さんの指摘の中であったことで、今後、対象事業区間をどうつくっていくかということ、単なるそういう評価だけでなく、事業は、今後どういった社会生活なり、その交通網を含めて影響していくかとか、県民自身がこ

こを、周辺も含めて、沿道だけじゃなくてですけれども、どう使っていくだろうとか、そういった視点からの評価というのも今後は重要になっていく。道路は、今後、全般ですけれども、交通量、推計、全部含めてという指摘という形で、最終的なまとめとして挙げております。

青山委員

さっき私が申し上げたネットワーク図が、配付資料、資料1-1であって、今それを見ていますが。この道路は県道ですね。その上に平行している線は、その他の道路なのか、主要地方道なのか、ちょっと色がわからないんです。色が緑なら主要地方道ですけれども、これは黒ですか、一つ上、北の道路ですね。19,400というのの一つ上の、数字は入っていない、これはその他ですかね、黒。

木賀田都市計画課技術幹

今の、数字でいくと例えば33というようなこの数字の見えるところの路線をおっしゃっておられているのでしょうか。

青山委員

33じゃなくて、まず資料1-1はいいですよ。川の上にある、ちょっと小さいのでわからないかもしれません。こういうものを見て話しているんですけども。国道に入り込む主要地方道として今の丹波島村山線というのがあって、括弧して194、その上に188、これは19,400という日・交通量ですけれども、その1本北の道路ですね。

木賀田都市計画課技術幹

わかりました。今、ごらんになっているところには台数、何も書いてない様子を見られているんですけども、これは信州大学の工学部の北側の通りです、市道でございます。

青山委員

市道ですね。これなんか交通量があると、ネットワーク上は計算でいくらで

も出ると思うんです。そうすると、内山さんが言われたような話とは別に、あと幅員とか、そういうのがあると、幅員じゃなくて交通量ですよ、これ実態の。それがあると、この道路の位置づけがわかると思うんですよ。

あと、今のは交通量の話ですが、ご承知のように、今、ガソリン税とか、暫定税率とか、道路特定財源が非常に大きな政治課題になっている。場合によって、ガソリン税等が減れば一般道の財源というのは当然減るので、金をとるといふこととは別に、一般会計からもう相当支出せざるを得ないですから、特別会計以外に、一般道でも。ですから、こういうものについては、昔からそういう路線があるからそのとおりやるというより、やはり緊縮と言いますか、道路財源が一般道路に関しても、高速道路とは別に財源、税源が減っていくということ念頭にして、今後、こういう工事の話とか、建設の話を考えていく必要が大いにあると思います。当然の話を申し上げたんですが、時代状況の中で。以上です。

福田委員長

それはどこかにつけ足しますか。

青山委員

いや、いいです。それはコメントです。

保母委員

いいですか。内容的に重要な話じゃないんですけども、表現の問題でして、この1ページのところの評価するに当たっての課題という下の方のところ、1行目に200メートルとありますね。下の方に、下から3行目あるいは何行目ですか、そのあたりに「メートル」が「m」になっているんですよ。それでこのあたりは統一させなくていいですかね。

福田委員長

そうですね。統一いたします。この200メートルの・・・

保母委員

どちらにするか。上の方を「m」にしますか。

福田委員長

そうですね、カタカナを「m」にします。ほかにございますか。

保母委員

続けてすみません。前文のところですね、ここに、3行目のところに「各委員の専門的見地から」とあります。これ、余分じゃないかなという気がするんです、余分ではないかと。当然その各委員の専門的見地からというのはあるとしても、文章としてここで、この委員会として出す場合にそれは不要で。そうすると2行目の最後の方、「地勢・地理的条件からみた安全性などの多角的な視点から評価を行った」ぐらいの方がいいんじゃないですか。

福田委員長

そうですね、委員会は各委員のとか、自分たちのことをちょっと言うことになってしまうことになるので、そういたします。「などの多角的な視点を」ということで。

保母委員

「視点から」でどうですか。

「を踏まえた」を「から」にして、というのでいいんじゃないですかね。

ほかにはありません。

福田委員長

ほかになんかお気づきの点とかございますか。ではまた何かありましたら、またあとでも受け付けるということで、後日も含めてですね。

(2)、これは(2)と(3)の道路については、(2)は特になかったんですけども、(3)につきましては、反対者の方のことについてかなり触れた部分を、これはカットした方がいいということでカットしてこのような形になって、表現で指摘が出たところは直した形です。それで、先ほど青山先生から同

様のご意見、道路に関しての評価のための基礎資料としてこういうものをつけるべきという、それはいただいていますので。ほかの、青山先生以外の方からは特に出ているしやらないので、これについては2ページ目、2つの道路についてまとまった形、ここを見ていただくことをお願いいたしたいと思います。ちょっと見ていただいて、何かございましたらよろしくをお願いいたします。

保母委員

よろしいですか。前、これ指摘した点なんですけれども、(3)ですね。

「当該事業に関する全体的な意見」というのがありますね。ここで二重投資の話、断定するかどうかということで、前、ちょっと話したんですけれども。ここの赤のところがありまして、これを、この委員会として二重投資として断定するか、しないか。そのときに確か梶山委員の方から、この「おそれがあり」という確かこういう意見が出された記憶なんです。そうするとこれ、赤になっているところの「いわば」というところを、私の案ですけれども、「いわば」をここからは消して、消すとどうなるかということ、「18号バイパスとの関係が二重投資となるおそれがあり」というので、「いわば」というのがなくても済むだろうと。そのあとに「こうした国と地方自治自治体間における同類事業への二重投資は」と、ここは断定的になっているんですよ。そうすると、この先ほどとった「いわば」は、むしろここへ持ってきて、「同類事業へのいわば二重投資は」と、こうした方がいいんじゃないでしょうか、というのでいかがでしょうか。

福田委員長

わかりました。わかりやすいです。そうですね、同類事業の二重投資、ここが断定的というのもおっしゃられるとおりだと思います。

今の保母先生のご指摘も含めて、何か皆さん、ほかにご意見ございましたら。

内山委員

よろしいですか。先ほど田口委員の方から指摘のありましたことについて、6ページの私の、内山の個人意見については、確かに今回の4事業が対象にな

っておりますので、頭に「街路事業：都市計画道路 丹波島村山線について」というふうに入れていただけたら。

福田委員長

これですね、4ページのところで街路事業、青山先生のところにありますよね。これが全体を代表しているんです。それで青山先生、梶山先生、内山さんとあって、次の7ページを見て・・・

内山委員

そうですか、次からは違っているわけですね。では6ページまでは、丹波島村山線で・・・

福田委員長

そうです。

内山委員

そうですね。では特に入れなくてもいいんじゃないかと思います。

福田委員長

構成で、多分わかると思うので。ほかにございますか。梶山先生、遅れていらしたんですけれども、今もう意見に入っていて、その前に議事録署名委員を梶山先生と松岡先生でよろしく願いいたします。

それで、今もう意見書に入っていて、梶山先生から、今、1つ目の長野市若里の話が終わりまして、(2)(3)に入っているんですけれども。梶山先生からはこの若里の意見をいただいていますので、今、(2)と(3)の意見がないということでしたからちょっと戻って、先生のまたコメントをちょっといただければと思います。今、(2)(3)の・・・

梶山委員

これは個別意見を、個別意見を、私が書いてきたことで具体的には結構です。

福田委員長

よろしいですか、わかりました。ではもう(1)の若里については終わったということで。(2)と(3)のところは今入ってしまして、ちょっと補足しますと、2ページ目に道路の(2)と(3)がありまして、それで、今、(3)の部分ですね。塩崎の件で、梶山先生から、これ、断定的に二重投資という言い方だというご指摘があったので、「いわば二重投資となるおそれがあり、こうした国と地方自治体間における同類事業への二重投資は」という表現を、その「いわば」というのをちょっととって、「関係が二重投資となるおそれがあり、こうした国と地方自治体間における同類事業へのいわば二重投資」という表現に直すと。そのような表現からいろいろ皆さんご指摘、中身、表現をいただいているところです。今、ご指摘があったんですが、それ以外に何かこの中身についてのご指摘、表現も含めてございますかという段階に入っております。

特にないということでしたら、また休憩時間、また後日も含めていただくということで、もう一度、今、保母先生からいただいた意見以外にあるか、ないか、チェックいただきたい・・・

梶山委員

これ、今日、決めてしまうんじゃないですか。

福田委員長

はい、決めます。1回、議論している部分で、ご指摘があったものは。

ではこれでもう(2)(3)の2つの道路についても、南信濃と塩崎ですね、これで委員会としてまとめるということによろしいでしょうか。

福田委員長

では次へ行きたいと思います。県営の上田市の別所団地ですけれども、ここもご指摘をいただいたところ、一番多かったのが、下の3つ目のポツです。県のこうした中止というのは、人口の減少があるということが主な理由だったんですけれども。その主たる理由をもとに事業を中止ということは、福祉政策ということで考える住宅は必ずしも賛成できるものではないと。それについてや

はり地域、今後最重要となる視点は、「地域のセーフティネットをどう実現するか」という福祉的観点の意味においてということ。「県の上位の住宅政策のあり方に、多くの指摘」があったという部分ですね。ここをいろいろなご指摘があったような表現に直してございます。

三木先生が市町村の立場であったんですけれども、特に「市町村との間で」という中の表現、上のポツですけれども、この表現でいいということで、個人的な意見は特につけられないということでございます。

ここをまた見ていただいて、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

平松委員

この3つ目のポツの、当該事業に関する意見の3つ目のところなんですが。赤の一番最後のところで、「県の上位の住宅政策のあり方に、多くの指摘がなされた」という記述があるんですが。多くの指摘というのはどういうことなのか具体的に入れておいた方が好ましいと思いますが。

福田委員長

そうですね、県の上位の住宅政策のあり方が、文章的なものですね。視点は・・・あり方が福祉的観点・・・

平松委員

だから、あり方が好ましくないんじゃないでしょうかと、というようなニュアンスですか。

福田委員長

いえ、あり方がもっとやっぱり福祉政策的、そういった観点から考えるべきであるという話が主だったんですね。だから・・・

平松委員

これ多くの指摘というのは、具体的にこうするべきだという内容のものがあるという意味ではないんですか。

福田委員長

具体的な指摘は、特にたくさん出ていないんですけども。

平松委員

指摘は一つで、複数出たということですか。

福田委員長

そうですね。どうしても福祉的観点からやっぱりやっていくべきだ、セーフティネットとか、あとは県だけでやるんじゃなくて、市町村との中で一番、苦しい市町村の立場というのを見たときに、連携的にやっていくべきだとか、そのようなお話が。

青山委員

議事録が、手元にないので正確ではないんですけども。そのようなお話とともに、何か若い層のニートだか、そういうものに対する認識、県の基本認識に何か疑義が出されたような気がするんですけどもね。

福田委員長

そこは、ニートとかの表現があったところを、石澤先生からですけども、その表現を削るべきと。なぜかといったら、そういった全国で起きている流れは長野市でも出てきておりというような表現は、長野県でまだそこまで具体的にないし、データなり出てきておりというあいまいな表現ではなくて、どのくらいというのが書き切れないんだったら削るということだったんです。

青山委員

テクニカルな話ですが、前回のこの意見も、福田さんがまとめられて書かれて、例えば今朝まで議事録の修正を僕はやっていて、先ほど事務局の方とお話ししたんですけども。ワードの修正モードの履歴を残すやつをそのままここに仮に出してもらおうと、前回何があって、どこが削られて何が入ったかが一目してわかって、今のような議論は、次回からでいいと思うんですけども、非

常にスムーズにいくと思うんです。多分そういう、ニートだかワーキングプアだか、そういうようなものに対する認識が、まだ石澤先生いらしていないんですけれども、ありましたよね。それとこれとはあんまり関係ないですか。

福田委員長

関係ないです。そこはもう表現として削ってほしいと。

青山委員

主に福祉だったら福祉に関連する、福祉政策と住宅政策の有機的結合というか、何かそういうものを入れておけばいいんじゃないんですか。

私も確か一言言ったと思いますが。住宅政策が単なる所得でどうこうという話だけでなく、これから日本社会が迎える高齢化とか、福祉社会と住宅政策が有機的に結びつかないといけないという指摘がなされたとか思います

福田委員長

そのとおりです。だからそこでセーフティネット、このセーフティネットの中に高齢も含めてなんですけれども、あとは住めないという低所得者とか、いろいろな意味がこのセーフティネットにはあるんですが、その主に2つなんですけれども。

青山委員

それでいいじゃないですかね。

福田委員長

そこを、だから福祉的観点であるということを先に書いたらこういう表現になって、その意味において、あり方に多くの指摘がなされたという、その意味において指摘がなされたというつながりにしたんですが。そこは見えにくいということなので。

平松委員

これに対しては、並びを変えてしまえばいいだけだと思うんですが。県のやり方の現状をかんがみると、全国どこにでも通用するようになって、住宅施策を列挙し推進しているが、今後、公的な住宅政策において最重要となる視点はこうこうこうで、これらの事項に着目した事業展開をすべきとの指摘がなされたというような表現でいいんじゃないですか。確かにこの結論を先に持つてくるとこういうふうな形の文章にならざるを得ないなと思うんですが、逆にした方が好ましいのでは。

福田委員長

確認いたします。今、全国どこにでも通用するような網羅的な住宅政策が県の上位計画としてなされているんですけども、今後、県の政策としては、ということで上に上がって、公的な住宅政策においては、セーフティネットのあり方をどう実現するか、福祉的政策の観点との融合性が必要であるとの指摘がなされた、そのような文に直すということで確定してしまった方がいいですよ、文章を。ではこの部分はどうしましょうか。

保母委員

その作文を提案しますが。わざわざ県の住宅政策を批判する必要はないわけで、こういうふうにしたらどうですか。「その意味において」というのがありますね。ここからあとの方を入れかえる案ですけども、「そのような広い視点を含めた住宅政策が必要である。」、これぐらいでいいんじゃないですか。住宅政策そのものを全面的に検討しているわけじゃないしね、ここで。もう一度言うと「そのような広い視点を含めた」、広いというのは福祉を入れたという意味で、「そのような広い視点を含めた住宅政策が必要である。」というぐらいでどうですか。

福田委員長

いかがでしょうか。

青山委員

いいです。

福田委員長

平松先生、保母先生ので。

平松委員

はい。

福田委員長

わかりました。ではここに赤で書いている「『福祉的観点』である。」そのあとですね。「そのような広い視点を含めた県の住宅政策が必要である。」ということでもとめたいと思います。

ほかに何かこの別所団地について、ございますか。

保母委員

もう一回、すみません。私、まとめにかかっているからいろいろ表現だけしか言わないけれども。今のところの、今のポツのところですね、「また」というところ。いいですか。そこの2行目に、これ、その前から言うと「高齢化や若者の実態をかんがみると」という、この「を」なんだけどね、「実態にかんがみると」、「に」じゃないですか、普通、いいですよ。これ、12月のときにはまだどこかにもあったんだけど、ちょっと見当たらないけれども、消えたのかな。

福田委員長

ほかに何かございますか。ここは個別意見も出ていないので、もしなければ別所団地もこれで、今の皆さんの、3番目のポツですね、を訂正して確定といたしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

福田委員長

それでは現地調査も含めて、県から依頼されていました4つの事業の審議を

今日終えたんですけれども、県では、どのような形でこれを出していくとよろしいですか。

事務局（赤羽主任専門指導員）

まとめたものを私どもにいただくということなんですが。今、修正分を含めて、どんなふうにまとめられて、どのような形で私どもの方にいただけるかということを決めていただければというふうに思います。

福田委員長

どうでしょう、去年は、私、もう本当に皆さん集まれなくて、これメール上でやって、私一人で副知事、委員長でいらっしゃる副知事の方に上げたんですけれども、どういたしましょうか。またそのような形で私が上げに来るか、それとも今後、ちょっとまだ浅川がどうなるかわからないんですけれども、次回委員会の前に、委員会にちょっと来ていただいて、皆さんもご一緒の席で渡すとかというのがあると思うんですが。次回、浅川も含めてどうなるかというのもあると思いますけれども。

青山委員

実質的に渡すのであれば、方法は問わないと思います。何か形があるんですか、事務局では。

事務局（赤羽主任専門指導員）

特にございません。

青山委員

前回の委員会で少し気になったのは、福田さんが、個別意見はいいのですが、それ以外に何かご自身のコメントだか、提言をなされ、それをつけた。しかしそれがホームページに載ってなかったんだかという話がありましたよね。それは載ってなかったんです。そういうことがあってはいけないので、ただ、個人の提言というのにはあり得ないので、それは委員会としてのまとめてですよ。

福田委員長

そうです。

青山委員

ですから、渡したあとの扱いですね。渡し方は知事に何か会見のところで渡そうと、事務局に渡そうと、それはそんなに、形があれば別です。委員会としての提言なりこのたぐいのものが、どういうふうにもそのあと県民なりに公表と言いますか、パブリックサイズ(publicize)されるかということは重要じゃないですか。それが、今回は、個別のは載ったんですか。

福田委員長

個別は載っていますね。

青山委員

載ったんですか。

福田委員長

それで提言にまとめたのは、その公共事業評価委員会の資料なり、形骸化してしまって、どうしても審議するに当たってもデータなり、全部含めて不足もあるし、進め方も形骸化しているんじゃないかと。その辺の、委員さんからみんな出たものをまとめて、全員に流して、それで提言として出そうということで、出すということももう委員の皆さんから了承を得たんですけれども、それを意見書と提言を出してということですね。あとはそのときに提言はホームページに載らないけれども意見書は載ったと。それについては、前回、お答えいただきまして、今回、提言となるか、ならないかは別として、浅川についての提言になると思うんですけれども、それは出た限りは載せるということ。

青山委員

前回、何でそこを切り離してしまったのですか、事務局の方。

事務局（赤羽主任専門指導員）

審議事項と提案事項とありまして、審議事項については県のホームページにアップしております。提案について、公表するという、公表してほしいというご要望がなかったものですから、その部分については、私どもいただいてあるということでございます。今回は公表してほしいということでございますので、そのように取り扱うつもりであります。

青山委員

前回のものは、あとからであれ、我々の総意と言いますか、委員会としてまとめたものがあれば、あとづけでもあれ、前年度のところであれ、載せてもらった方がいいと思います。せっかくつくられのですから。

福田委員長

そうですね、委員の皆さんに第1回目にその部分、提言として出したものはお配りしたはずなんですけれども。内容については、皆さん、どんなものだったかとちょっとご記憶にあるかどうかと思うんですが。戻って載せる必要があるかどうか、それについて、これ中身というか、資料の出し方なり、割と50%ぐらい改善はされて、さらに青山先生が、さらにこういったご意見、ご提案をいただいているので、またさらに改善はされていけるだろうと。

青山委員

そういうことの話ですね、主に。

福田委員長

そうです。

青山委員

それは皆さんが、前年度の件は特にいいというならばそれはそれでいいと思います。今年度のことは前回かなり議論しましたよね、公表については。

福田委員長

意見書についても、私の個人の発言とさせていただきたいんですけども。意見書についてのまとめも、こういう形でみんなが議論してまとめていくものなんですけど、割とさらっと、1、2行で県案どおりいきたいという形でさらっと通っていくものも多くて、このようにいろいろな意見を、個別、全体とかいってまとめるという、びっしりですね、いろいろな意見を。そういうこともなかなか、過去にはあったか・ないかというのもあったので、昨年、今年という中で、皆さんのご意見をこのような形でまとめていったという、形を変えたということもこの委員会からという、これだけ議論したというのがあります。

青山委員

それは非常いいことだと思いますし、今後もそういうふうに、将来もしていただきたい。別に規則や何か、要綱ではないにしても、先例とした方がいいと思うんです。そのことだけだと思いますけれども、昨年、載せられなかった部分の提案がそういうものであるとすれば。

福田委員長

今年はかなり変わったと思います。今後、今年新しくなった個別意見としてこういうふうについてくるというのも大いにありかなと。

青山委員

議事録も全部公表しているぐらいですから、委員長から出された提案を公表してほしいとか、仮にそのような要請がなくても、掲載するのが普通だと思うんです。長野県のやり方としては。

事務局（赤羽主任専門指導員）

掲載するにも、皆さんの許可がないと掲載できない部分もございますので。

青山委員

いや、それはあります。

福田委員長

昨年については、ここで生かされて変わったというのはあるんですけども、掲載するか・しないか、今、文書がないので、これどうしたらいいものかというのがありますけれども。掲載することは簡単だと思うんです。それによってこのように変わってきたというのが・・・

青山委員

そうですね。それがすごく大切だと思います。つまり提案があって、その結果、委員会で個別意見をつけたり、詳細データの裏づけをつけたりということになったということは、目標なりそういうものを自分たちが設定して、それにみんなで話し合ったり努力して、そういう成果が出ているということ、社会的というか、県民に示すことは大切だと思います。ただ、今それを出す・出さないで、ここであんまり議論に時間をかける話ではないと思います。今年度のものは非常に重要なものと言いますか、前回の議論もあるので、僕はしつこく前回の委員会で公表についてこだわったのはそこなんです。それはもうちゃんとお話を事務局からいただいているので、そういうことはないと思うんです。

福田委員長

第1回委員会のときに配っていただいた昨年の提言を、もう1回配付していただけますか。その中身についてはもう審議しません、もちろん。ただこういうものだということで、載せる・載せないというか、もうそこをスパッと決めるだけで。それでこういった形で直っていったらいいという形というか、今後、もう委員会と県、審議していく審議の形というか、今後も、どんどん委員会が積極的になっていけばいいと思いますので。だから、載せる・載せないよりも、こういうものをしたという確認の意味でもう1回配付していただけますか。

事務局（赤羽主任専門指導員）

準備が整い次第、配付させていただきます。

保母委員

いいですか。いや、配らなくても、第1回のときに配ってあるから、必要ないと思います。財政危機の折、あまりむだなことはしないと。

福田委員長

わかりました。

保母委員

青山委員の言われたように、これ、やはりここでまとめていけば、当然、広く県民に知っていただくというのが一番基本で、どうしてもまずい問題があって、特別な何か判断があって、相談があって、ではこれはやめるというのがある場合も、それはあり得るとは思うけれども、基本的にはなしということで。だから、昨年度についても出してもらって、こういう議論があって、そのあと非常に改善されたなり、あるいは取り入れられたりというようなことがなされたということがわかることが大切でね、今言われたようにね。したがって、これは出すと。

出してもらおうということでもいいんじゃないかと。それから、今年度についての、これは知事なり知事の代理の方なりに、福田委員長の方から、答申と言いましょうか、この委員会のまとめとして出していただくと。そのときに、体裁、表題等ありますよね。この監視委員会の意見書、去年は意見書になったんですか・・・。

福田委員長

意見書です。

保母委員

このまとめとして出して、第1部として4つの事業についてですか、その第2部として浅川ダム問題についてと。そのほかあれば第3部その他とか、というような形で、一緒にまとめて出される方向が一番いいんじゃないでしょうか。

福田委員長

1冊としてということですね。

保母委員

ええ。だからこれは、何ていうんですか、4つの事業について審議した結果は、ここでの意見書ですかね。答申ですよ。諮問に対してと。

岡本委員

諮問の4事業に対する総括として、諮問を受けた監視委員会として、結論としてはこうだと。ただし、それにはいろいろこういう配慮をしてという附帯意見をつけるということと、浅川の場合は、諮問を受けているわけではない。だから、例えばこちらは答申だけれども、こちらは提言とかという、タイトルを変えないと。

福田委員長

提言ですよ。多分別冊にやっぱりなると思うんです。

事務局（赤羽主任専門指導員）

よろしいですか。意見書と提言書という形の2種類でお願いをできればというふうに思います。

福田委員長

意見書と提言書で、別冊でということですね。

事務局（赤羽主任専門指導員）

そうですね。浅川の方は提言書、今回、お願いをした審議案件については意見書という形でお願いできればというふうに思います。

梶山委員

それは浅川の件がどうなるのかと・・・

保母委員

それ、だからいずれにしる2月か3月のあたりで、1冊にとじるか、とじられないかという話なんだけれども、今のはね。一緒の時期に提出していただくということでいいんじゃないですか、先ほどの青山委員の話との関係でいきますと。

福田委員長

今、別冊にしてほしいという要望が県の方から・・・

岡本委員

いずれにしても、今日の後半の議論の結果次第ですが。結果としてとにかく、県としては別に諮問しているわけじゃないから、それに関する意見を求めているわけじゃないです。ただ、この委員会として、そもそも意見を求めないのがけしからんということから始まりまして、そんな議論もあるわけです。それをこの委員会としてしかるべき結論が出れば、いずれにしても県に意見表明する義務もあると思うし。ただ、そのときに、先ほど梶山さんが、諮問に対する答申とか何とかでいろいろな要望がある中の、意見書をここで使われているわけだから、意見書は意見書で出すと。

それとはタイトルが違ったものが、当然、当委員会から委員長を通じて県知事にお渡しされるという可能性はあるわけです。ただ、その場合のタイトルとか、別冊とか何とかということじゃなくて、それは我々委員会として提出するものの中に入っているよと。ただ、タイトルを意見書と書くわけにはいかないよというだけの話だと思えます。

福田委員長

そうです。わかりました。では次の浅川に入ってから、そこはもう終わるか終わらないかで、同時に出せるか、それとも県の方には予算ですか、審議、いろいろあってくると思うので、予算の関係もありますから。先にこの答申の部分だけ先に受け取りたいというのはあるかもしれないので、先にちょっと浅川の方に入って、その状況を見ながら、また出し方について決めたいと思います。

梶山委員

この意見書の方ですけれども、それはこういう形、こういう形というところか
しいですけれども、個別意見を最後に全部まとめるという形で・・・

福田委員長

いえ、そこについてもご意見があれば。

梶山委員

各事業の後ろに、各事業の個別意見をまとめた方が読みやすいと思います。

福田委員長

そこは皆様、どういたしましょう。

岡本委員

議事にわたるものもあるから、このままでいいんじゃないですか。

青山先生みたいに、全部ついてやったという意見もあるし、内山さんや梶山
さんのように個々のやつもありますから、結局この形でやった方がいいと思
いますが。

梶山委員

そんなに僕もこだわるわけじゃありません。

福田委員長

では全体としての意見が先にあって、またじっくり個別を読んでいただく
というのも手かなと思ったんですが、ではこの形でもよろしいでしょうか。

青山委員

いいんじゃないですか。

福田委員長

では形もこの形でいきますし、もう確定して修正が出ましたので、もうすぐに最終ですね、もうすぐに確定版を出して、また再確認いただいて、次の浅川と時期もはかりながら、またこれでいきますというのを、最終の確定版を皆様にメールでも確認をとりたいと思います。よろしく願いいたします。

1時間で終わりましたので、すぐに浅川へ入りまして、休憩をとって浅川、10分ぐらいちょっと休憩をとって浅川へいきましょうか。それで浅川は休憩をとることなくもう続けてといきたいと思いますので、10分、休憩ということでよろしく願いいたします。

(休憩後)

4. 浅川ダムについて

福田委員長

よろしいでしょうか。配付なり送られてきた資料がものすごくたくさんありまして、これどう説明していくかということになるんですけども。説明する前に、説明に入る前に、ちょっと今まで、8月6日に第1回が開かれて、そこで浅川は審議しない、審議したくないと県に言われて、それ以降、11月、12月とやってきたんですけども、委員会の中でも平行線でなかなかまとまらない。提言にするか、しないかということでアンケート、提言ではないんです。提言するか、審議するか、それとも何もしないかと、3つの選択肢でやったところ、提言が、という多数でいったんですけども、それでも決まらないということで。何が問題になっているのか、どうやっていったらいいのかという進め方すらまだ見えていない段階です。

それだと、もうまとまっていかない、今、ちょっとどういう状況なのかと。ちょっと交通整理しますので。それで審議をしないと言っているのではないん

です。する・しないの問題ではなくて、このできない状況にある中で、委員会としてどういう道を選択できるかということについているんですけれども。その辺を相当、何かまだ同じ認識を持っていない、持つことは難しいんですけれどもという状況なので、ちょっと今、交通整理しまして、これがどこがおかしいのかと、そこからちょっと始まっていかないと、と思います。そうでないと、また同じこの中身の、これの良し悪しの議論になってしまうので、ちょっと一回、交通整理をさせていただきたいと思います。

まず10分弱ぐらい時間をください。まず審議しないか、するかということ。私たちはこの議論は全くしていません。それを、する・しないの是々非々についていろいろ意見を言われている方も委員会の中にもいるんですけれども、こういう話ではないんですね。これはこういう話ではなくて、審議が、委員会としてはすべきだと、去年からまとめているはずなんです。それができないと、これ審議する・しないを言っているのではなくて、私たちは、委員長がしないと言っているとか、いろいろ言っているんですけれども、そうじゃなくて、できない状況に今あるということなんです。ここをまず誤解しないでいただきたいんです。しないとかという形で言っているんですけれども、そこは違う。なぜできない状況にあるかということなんですけれども、新聞もこういう書き方をしているんですけれども、そうじゃない。

それで2つ目として、ではここで、なぜできない状況にあるかといったときに、県が審議をさせないと、8月6日にそれはありました。それについてはおかしいということ。私ども何度も言ったんですけれども、その理由とかを今まで説明があって、そこはもう委員会と平行線だと。ただ、一つ思いますのが、できないという一つに、県が使ってきた再評価制度とかあるんですけれども、やはり大きなところは、これ政権がやっぱりかわったと。これは公約としてダムはつくりますと、やっぱり村井知事は言われたわけで、そこを県民が選んだという県民の意思があった。そして公約にもはっきりあったというものがあつたときに、公共事業評価委員として、権限は、やっぱり決定権というのはあるわけです。それでここというのもやっぱり忘れてはならないところで、あつたときに、では員委員会の独立性ということと言われる方もいます。私、新たに内山さんとかも独立性ということで、この新しい文書にもついています。

金子先生は独立性を尊重して、委員会独自で運営していいんだということがありましたがけれども、これは委員会が好き勝手に審議する事業を選んでいいということでは私はないと思います。それはやっぱりルールというものがあって、独立性だからということで、あの事業を審議するとか・しないとか、したらいいとか、そういうのを選ぶ立場かどうかというのは、そこは違うと思っています。

では、ということでルールというのがあるんですけども、そこにいろいろありまして、5年、10年、15年とかとありますよね。いろいろルールがあって、新たに必要となった事業、審議する必要があると認められた事業、こういったものがあるわけです。それでこれは、今、前回も出て、12月にも11月にもこれが、こうじゃないの、これでいけるのではないのという質問が何度も出ています。ですけども、これは私が8月6日時点で既に聞いています。それで、これに対しても県はNOと言っているんですね。これ同じことを繰り返していったって・・・

梶山委員

それは何を・・・

福田委員長

必要性がある事業と認められるかどうかというものに対して、これにかかってくるのではないかといったら、県はかかってこない。ちょっとそのよし悪しはあとで議論してください。そういう状況にあって、ここも何度も聞いていの中で繰り返して、もう堂々めぐりの議論が続いていると。これは県の説明しているのはどういうことかという、要は決定権者、ここの必要性を決める決定権者、決定権、決定権は県内の再評価、県内の再評価委員会ですね、副知事を委員長とするところです。そこが決定権者であるということで、要はこれをしないで、この委員会に諮る必要がないとか、そういうのを決めているのは副知事であると、要するに責任はそこが持たれているんだということでの確認ももうできてあるわけです。それでいいかどうかということ、ここでよし悪しを言っても、ここはもう平行線でいっているということです。

ここの良し悪し、副知事の再評価でやるのか、それともこの委員会かということ、ただ、その場合に法的にと言ったときに、ここからはやっぱりいろいろ分かれてくるところだと思うんですけども。法的に、では必要性がある・ないと言ったときの是々非々なんですけれども、これは浅川が二級河川であるということですね。一級河川であるんだっただけでも、国について再評価というのをとって、この制度でいいかどうかというのがあったらいいんですけども。

内山委員

一級河川ですよ。

福田委員長

一級河川ですか。一級河川ですか・・・管理者は知事管理、知事管理の一級河川。では管理者が知事ですね・・・管理者は国ですよ・・・委任されている形であるわけですね。管理者は国だけれども、委任されて知事に権限があるというところにあると。それで管理者と事業者がいわゆるイコールの、国が管理者になって、事業者が県でという公共事業とはちょっとまた違って、管理者が県であるというところに、一級河川なんだけれども、管理者がといたときに、この権限、やっぱり決める権限がどこにあるのかと。要はこれでもって、権限は県にあるんだというところで、もう平行線は詰まっていけないということです。

ただ委員会としては、ではこの委員会としてはそもそも、これで認めて、「はい、そうですか」というわけにはいかないから、委員会として、では何かできるのではないかと、このようなどころにあるわけです。だから、本来はやはり審議するべきものだと、それはみんな思っているわけで、審議しないとか、したくないとかはだれも言っていないわけです。審議するべき事業ではないのかと思うんですけども、それでもこの平行線でもう全然縮まらないから、だから提言という形で、それこそここで独立性を言うのではなくて、提言という形で、独立性ということをここで行使をしていきたいということですね。

この提言の中で、県にもきついことだと思うんですけども、これが法的にはもしかしたら是かもしれない、非ではなくて、この動きは。だけど本来、こ

れだけ荒れてきたダム、脱ダムをどうするかという話は、政権が変わったとか
と言えども、この件はやっぱりもう一回県民に問い直すべきではないとか、
住民投票とかという手段もあるわけですね。こうやって県が、法的に是だから
ずっとこのまま進んでいくということをやっていくのだったら、どういう形を
とって、全国中の公共事業がとまっていくわけでもない。という中で、こう
いったものをもう一回県民にも問い直すとか、住民投票も含めてですけれど、
そういったずっと今までの流れ、こういった事実の流れ、そしてこういった資
料の細かい、今までの経緯を含めて提言でまとめながら記者発表もするし、提
言で県民に問いながらという目的を持って、ここで独立性というものを持って
まとめていこうという流れの中で、提言ということを私どもというか、アンケ
ートをとって言ってきたわけなんです。でもずっと議論をしてきて、提言とい
うのでなくて、審議をするか・しないかというこの時点で何か全然進んでい
かない。ここの平行線というのが、ずっと委員会とのあれで、県との間でもう
平行線が縮まることがないんですけれども、今、こういう問題で進まないとい
う状況ですね。

私たちはこれ逃げているのではなくて、こういう状況の中で、打開するた
めに提言という方法をとって、しっかりこの経緯、そしてまたこの今までの浅川
の真実、これ真実がどこにあるのかとか、そういうことを提言で問うていき
たいという形で提言を言っているわけなんですけれども。そこを理解いただか
ないと、まずそういうことです。一回提言ということで決まったんですけれど、
提言ということだったら、ではどういうではまとめにするとか、どういう議
論をするかということに入っていくたいんだけれども、もう進め方、まとめ方、
全然過去2回で進んでいかないという状況にあります。

そういうことを含めて、今こういう認識なんですけれども、どう進めてい
くか・まとめていくか。これに答えていったら、またこれの中の是非に入ってし
まうので。これを県に説明をもらう前にちょっとこちらの話、こういう認識で
はないのではないのとか、それについて話し合っていきたいと思います。

青山委員

委員長の今のお話はそれなりにわかるんですが。実は、私は前回も言いまし

たけれども、ダムについての行政手続とか、計画確定手続とか、今、言われた法律の運用がどうなっているかというのは、それほど専門ではないので、この間、その道、詳しいのに相当聞いてみました。その一部をブログにしています。これは僕が書いたのではなくて、僕はそういうものを行っている長野県の審議会事情というのは、私が知事の顧問をやっているときにはこういうものは書いていなかった、ほかのものを書いていたんですけれども。私が委員になってからこういう連載をやっていて、7回目で、ダム問題を15年ぐらい、勉強というより、国土交通省や何かの課長としょっちゅう議論している私の友人に所見を見てもらいました。国土交通省自身がデュープロセスというんですけれども、適正手続、ちゃんとそれなりのプロセスを踏んで、違法行為ではなく、もちろん手続を進めるということに逸脱している例が幾つか散見できる。それは国の直轄、今、言われたことで言いますと、国が直轄でやっているダムでも、四国のダムでもそれが見えてきた。ところがそれをいろいろな人、普通の人に話してもまずわからない。

実はそのわからないというところがすごく重要でして、僕に関して言うならば、福田さんがいろいろと提言にするか何々というのでアンケートをとられたころには、全然こういう下事情なり基本的な、情報がないというのは別に認識も非常に薄かったというのがあります、反省として。しかしいろいろなことを調べたり、情報を得たり、国土交通省の友達に聞いたり、土木の専門家に聞いたりして書いたものを、僕がホームページに載せたところ、いろいろな方からいろいろな情報をいただくことになりました。実は来週か再来週、国会の議員会館で、できれば国土交通省の担当課長も呼んで、国会議員を横に置いておいて、この問題について3つぐらい、今、日本で進行している、進行というかおかしくなっているダムの、まさにここで疑問に感じていることをただそうということまで提案されて、場合によって梶山さんと私はそこへ行こうと。行こうというか、友達がやりますから。審議するかどうかという以前に、この案件の流れ方が非常にわかりにくく不自然で、場合によっては国土交通省自身もそういうものを容認していて、かつ、前回、私、帰るときに記者かどこかテレビの方がいらしたときに、まさに行政の裁量でこういうことをやってしまっているように思えてしまったんです。このようなことを県が果たして、知事であれ、

副知事であれ裁量でできるのか。少なくとも、この僕たちが問題にしているのは、この公共事業評価監視委員会の役割の中で、ここに諮問してこないことの問題を言っているわけです。

ですからダムをとめるとか・とめないとかではなくて、この公共事業評価監視委員会の役割は、先ほどまで4つの事業についての評価監視結果のとりまとめをやりましたし、そういうのをやってきました。しかし、長野の場合には、やはり浅川水系の問題をやっぴりそれなりにちゃんと、議論していく中で、浅川水系に関する問題が本来、行政手続的にも、あと長野県なり全国的に注目を、浴びたものですから、それについて議論なり審議していくべきと思うんです。

ところで浅川水系に関しては、調べれば調べるほど実は不可解で、プロっぽい人も、岡本先生にあとで所見をいただけると思いますがけれども。岡本先生はご自身のご意見があるでしょうけれども、相当この問題15年やってきた人も、昨今のこの1年の中で動いているこの河川整備計画の中で、今回のような有識者を集めてというやり方がはたしてどうなのか。

あともう一つは、浅川ダム事業そのものがとまっているか・とまっていないですが、この1カ月調べたところでは、どう見てもとまっていません、僕の考えでは。前回の委員会でも、事務局からとまっていないという、どなたかちょっと議事録にもあったと思いますけれども、とまっていないというのがあって、それはゼロ予算を続けていて、そのあと予算が財務省から出たというものはっきりしていますし、田中康夫知事時代の新聞記事を私の資料の中につけてありますが、朝日と読売、これもダムによらない治水ということを田中さんが言って出てきて、その中でいろいろな案を考えただけども、一番可能性のあるものを国土交通省に持っていくと、国土交通省はいい返事をしない。持ち帰ってくる。「穴あきダム」に近いことも検討したけれども、「穴あきダム」は、少なくともダムによらないと田中前知事が言っている以上、出すわけにいかないという中で、最終的に河道内のため池案など、そういう案を検討している中で田中さんはやめたわけです。ということは、河川整備計画の浅川水系の中で一つのディシジョン(Decision)はしていないと見てとれる。多分その中で田中康夫さんが採用しなかった代替案のうちの一つである、その穴あきダムを、中止するのではなくて、この公共事業評価監視委員会で岡本先生や梶山弁護士がいら

したときの平成15年で中止すると言ったものの、実質的には行政手続なり、国庫補助の流れの中では中止していない。浅川水系の河川整備計画の大きな枠の中で代替案の一つの案として、村井さんがそれをやっていくということを言い出したと思うんです。それというのは「穴あきダム」のことです。「穴なきダム」は、確かに田中さんが検討した代替案のうちの、ワン・ノブ・ゼムではあった。ですから、前回も代替案という名前は出ました。

しかし、もし、そうであるならば、県が私たちに説明されてきました、「中止したので、そのあとに河川整備計画を策定し、河川法のその中で、有識者による委員会を立ち上げ、その中で今回の申請に至った。だから浅川水系の穴あきダム事業は本委員会に諮問しない」というのはおかしいと思います。ここでの問題は、個別ダム事業の細かい話、設計ではなく、ああいうラフなものを去年の7月に申請され、8月の月上旬に国土交通省が認可したということです。だんだんわかってくればわかってくるほどおかしい。たとえば「県の裁量でやってしまったんだし、政権が変わったんだから、もうお前たち余計なことは言うな」というならいいんです。それならそれで。そうでないとすると、この委員会に少なくとも一回話をして、あと利水・治水が、治水1本になったこととか。

あとこの川の、信濃川に至るまでにいっぱい支流があるわけですが、ダムより以下、下流に。それにも、では同じようなことをやるのかと。そこだけやってどうするのだと言える。本気でやるなら。そういうことを含めて審議すべきです。公共事業評価監視委員会に一切問わないで進むというのは、私はおかしいと言います。合点がいかない。

ですから、夏の段階には僕は、そういう実施要綱で一たんとまったものを河川整備計画をつくって、その中で有識者に話をして、あとづけであれ、市民の言う、県民の言う、公聴会を開いてということかなと思っていたんです。その法的妥当性を考えていたのです。でも、どうも現実、実態はそうじゃないことが見えてきたのです。そうなると、単に議論を蒸し返すのではなくて、我々自身が間違った判断の上にこれ審議しないといけないという感じがあります。ただ時間的な問題とか、提言を出すのは一向に構わないと思います。我々がその辺、少なくとも、共通認識がどこまで持てるかということが最大のポイントだと思います。以上です。

福田委員長

重要なお指摘をいただきました。ほかにご意見はいかがですか。

梶山委員

あとで岡本先生にいろいろお話を伺いたいと思っているんですが。提言で決まったというお話は、これ11月ですよ。確か。

福田委員長

いえ、提言でという多数決っぽいのをとりましたのは、9月だったので。

内山委員

いえ、多数決はとっていないですよ。

福田委員長

この場では。今日とろうと思っています。進め方について。

梶山委員

そういう意味で言いますと、この間、私は少なくともそのときの委員会にいて、提言で決まったと。それで保母先生が、その問題を蒸し返すんですかということをおの間おっしゃいましたよね。そこがまず私のとった一つの出発点で、提言で行くという理由がいまだにまず納得できない。

それで蒸し返しという話に関して言えば、この事業がどういうプロセスで、どういう手続で今まで変わってきて、穴あきダムが出現して変わってきて、その事実関係をまずある程度踏まえないと、本来、この委員会の審議事項なのかどうかということは明確にならないと。仮に、本来この委員会の審議事項であれば、いきなり提言でいくという決め方自体がおかしいのではないかと、それがまず一つです。

それから、政権が変わったから云々というお話がありましたが、もしそうであれば、知事みずからそういう話があればまた別ですけれども、そういう話を直接にも間接にも一切聞いたことがないと。知事みずからが、「俺がもう牛耳る

んだから、お前たち黙っている」と言うなら、それはそれで一つのやり方だと思いますが。県の公共事業評価委員会がそういったというだけであつたら、これはルールをはずしているかどうかというのをやはり我々が吟味すべきで。ルールをはずしているのであれば、それを素直に、「はい、そうですか」と言うわけにはいかない問題だと思います。

それで、提言という扱いの問題なんですが、私はやはり、よくわからないのは、何を提言するのかということなんです。何を提言するのかと、そのダムを是非を言うのだったらあまり意味がない、意味がないというか、それをやるべき話ではないと思って、むしろ本来、公共事業評価監視委員会、この委員会でやるべきことを、県が筋を曲げてやらせなくしてしまったというその批判をやるのかどうかという問題なんです。それで、もしその批判をやるのであれば、我々としては、本来この委員会でやるべきことを県がやらせなかったという批判を、批判をすること自体、僕に言わせると、審議事項でやるべきものを提言でむしろこちらが逃げていると。逃げているという言い方はおかしいですけども、正面から取り上げられない、本来の形でなくて、そういう言い方をするというのはどうかなと。何で提言なのかという、提言というよりは、むしろ県知事、あるいは県に対する批判ではないかというふうに思うんですね。その、ですから提言という言葉にもやはり一つこだわりたいと思っています。

福田委員長

ちょっと、ほかの方もご意見いただきたいんですけども。ちょっと、今、梶山先生からあつたことを説明しますと、提言で何をまとめるかというのは、青山先生がずっと言ってきてくださったような、この、青山先生がまさにまとめてくださったような中身ですね。それを提言にして、本当にこれでいいんだらうかということをお民なり世の中に問うべきではないかというイメージを、でもそこら辺は皆さんと何も話し合っていないので、そのようなちょっとしたイメージはございました。

それで、提言で逃げているのではないかとありましたけれども、逃げるのではなくて、密室の中で正しいのか・正しくないのかというのを、委員会对県ということではなくて、先ほど提言の目的と申しましたけれども、本当に提言

は県に出すものというよりも、もっと広い意味があると思うんです。公開、公表というのもありますし、記者会見なり何なりと。青山先生もいろいろなところで、というのもありましたけれども、そういうところに一石投げるというのが、そのくらい重い問題ではないのかという意味で、県とか、そういう形でなくて、委員会として世の中に問う目的、かなり強い意思を持ってというイメージをちょっと抱いてたんですけれども、これはちょっと抱いているだけなので、そういったことも、まだこの委員会で詰め切れていないと。提言するかどうかということも含めて。

梶山委員

ただ、県の委員会ですよ、基本的には。県のその要綱でつくられている委員会が、県を批判するのは大いに結構なんですけれども、それはむしろそれは外部委員会、外部的な立場でやるのは私は大いにわかるんですが。要するに手のひらの中で踊っているというような、要するに県の委員会だから、やっぱり記者会見をするにしても何にするにしても、これは外部の委員会が勝手にやるのはこれは当たり前ですけれども、県の委員会がやるというのは、これは私はむしろ立場上おかしいのではないかなと思っています。もちろん県が同席でやる分には大いに結構ですけれども。

福田委員長

だから独立性という言葉のすごく難しいところなんです。県は、提言が批判的にまとまってこようが、どういう形だろうが、受けとめるという認識でいただいているということで。話を今後していくという話、ちょっと表的に私と県の事務局の方で話したときには、どういうまとめであろうと受けとめますということで聞いています

岡本委員

ちょっと話が食い違っていると思うんですよ。おそらく内山さん、次に発言なさると思うんですが。提言であれ意見書であれ、そういうことに本来こだわらず、今回進行中の、浅川ダムが河川整備計画に乗って、いわゆる実

行段階に入っていることに対する、その浅川ダムそのものの批判というレベルと、梶山さんがおっしゃっているのは、そのことではないのではないかと。そのことはまた別途議論、いわば委員会が、この審議会がやるべきなのはむしろ、最初、青山さんがおっしゃったことになるのかもしれませんが、要するに、新たに云々というあそこがもう収拾、水掛け論で収拾がつかないとおっしゃっている。そもそもここに議題としてかけなかったことの可否を徹底的にやって、もしも、もうこれは県はそうなんだとおっしゃっているのではあれば、もうそれはしようがないでしょうということですよ、ある場合。

梶山委員

そこは水掛け論・・・

岡本委員

水掛け論だから、例えば県知事がそういう捨て台詞を吐くのならしようがないのではないのという。つまり梶山さんは中には立ち入ろうとされていないし、いろいろなことの流れが、まず昔の、今の平成9年河川法に変わる前、工事基本計画でやっていました。あのころに、工事基本計画というのが、木曾川、あるいは浅川ダム、支流を含むについてはあったと思うんです。

その点県から説明していただきたい。

小平河川課長

当時やっていた信濃川水系と、工事実施基本計画というのは、信濃川本線についての流量配分とか、それらについて計画流量ですか、を定めておるものでした。

岡本委員

本川の信濃川水系については、計画高水といったような数量は決まっていた。それに見合う計画高水を実現するための施設、例えばどこどこにどのようなダムをつくるかと、いわゆる施設の計画はこの段階ではなかったわけですね。その段階で、案として浅川ダムが、浅川ダムについては、この段階で浅川ダム

をつくったらどうかという企画が上がってきたということですか。

小平河川課長

いえ、違います。

岡本委員

それは平成9年以降の現在の、現在の河川法ですか。

平成9年の法律では、整備基本方針をつくって、それができたらそれを受けて、2、30年を目途とした具体的な整備計画をつくれと、こうなっているわけですね。それに対して、これが現在、上位計画のこれは、ここはできていないんですね。今、策定中で、まだまだですね、そうですね。それで、その段階で整備計画を、基本方針がないところで整備計画を先行させてつくったと、そういうことですね。

小平河川課長

ちょっとお間違えのないようにしていただきたいんですけども。国でつくっている河川整備基本方針は今、策定中です。信濃川本線の整備計画は今後になります。ですけども、その支川の浅川については、長野圏域というところにとる予定だったんですけども、先取りで、浅川だけの河川整備計画をとっているんです。

岡本委員

国がやるべき本川分についてはどちらもまだできていません。ところが長野県分、長野、ローカルな川については、本来はこれ整備計画、基本方針を受けて作成される、その一環になるはずですが。このところはまだもちろんからっぽなわけですね。そして、このところの長野県分についての整備計画をあの水系、支流についてはつくられたというぐあいに考えたらいいんですか。

小平河川課長

浅川についてのみつくりました。

岡本委員

浅川についてのみですね。そこは、青山さんの思いもあるんだけど、全水系どうするんだという話を載っていないじゃないかというのを確認しているわけですね。それを、私もわかっているんですけども。この浅川ダムなのに、その流域についての・・・

小平河川課長

河川改修もやっておりますので。

岡本委員

いや、その事業についてではなくて、整備計画は、これをつくりましたと。ではこれをつくる過程、つくるためには、まず案をつくりまして、案を事務局から提示しまして、それで有識者、学識経験者の会議というか・・・

小平河川課長

学識経験者の意見聴取です。

岡本委員

意見聴取というのは、特に有識者会議と俗称するものがあり、そしてこれと、これ順序が川によって違うんですが、これで叩いて、一応またさらに有識者の意見を入れたものができたら、これを公聴会等々で住民に意見を聞くと。つまり住民意見を聞く公聴会の開催を義務づけられていますよね。だから有識者の問うこと。それから公聴会で住民意見を聴取すること。これが義務づけられていて、そしてそれを聞いた上で、最終的な最終案を県はつくって、これを関係市・町に、これを関係の市・町に、首長に話を聞いて、これがOKとなったら、これをここで国土交通省に申請して、国土交通省に申請して、そしてこれがもう認可、申請して国土交通省がOKとなれば認可されると。現在は、認可が来たという状況まで来ましたと、こういうことですね。したがって、認可が来たということはやってよろしいと。そしてしかるべき国庫負担等々があれば、それは出しますという話ですよ。

それで問題は、そもそも基本方針ができないのに整備計画を先行させていいのかとか。それよりも何よりも、経過措置として、例えばこちらが進まないところで工事を全部やめるわけにはいかないから、その場合は、以前にもしもあれば、工事実施計画をそのまま続行して、これに変えてとりあえず延長して使っていていいというのが一つあります。

それからもう一つ、ここが非常にここに関連するんですが。問題は、普通一般的にもうこの河川工事に限らず、公共事業に関して、我々の監視委員会、事業に関して、これがいろいろな要件があります。5年がどうの、10年がどうの、等々と要件がありますが。さっきから新たに必要と認めたものという、新たに必要と認めたものも当然、知事から諮問が出ることがあるというのがあるわけですが。こういうような要件があって、必ずこの監視委員会にかけなさいということになっています、これは。ところが問題はこの、そうすると、これは公共事業ですから本来ならば、機械的に言いますと、公共事業ですから監視委員会に掛けなくてはいけない、意見具申を仰ぐべきものを、もしも河川法の河川事業として行う場合に、ここで有識者に聞いておれば、これはこれと同等だから、こちらの流れは省いてよろしいというのがまた国交省から出ていると、そういうことですね。

青山委員

それについては文書が出て、公開しています。

福田委員長

最新のそこの文書は言っていたんですけれども。再評価要領でしたか、要綱が出て、そこは出ていて、これをもとにしましたというのは出ています。8月6日で。

塩原委員

それは、私が文書で出してくれと申し上げたのは、その河川、その学識経験者の意見はこの委員会にかわるもの、委員会とみなしていいかどうかということ、文書でもって確認してくれとお願いしたんですけれども、それが出てい

ないということです。

保母委員

そのような学識経験者云々と公聴会、これについては規則はそれはそれです。そうではなしに、浅川について監視委員会でもうやらなくていいと、専門家の、有識者のその意見を聞けばいいと、浅川について。ということをしてちゃんとしてもらわないと困るといって、それは出ていないですよ。

福田委員長

それは出ていませんね。

岡本委員

事実はこういう関係にありますということだけ、では私は説明にとどめます。

梶山委員

それ、あれでしょう。認可がおりたというのは整備計画だけでしょう。個別の問題とはまた別問題でしょう。

福田委員長

案について出たというだけです。

岡本委員

案についてというのは・・・

福田委員長

認可というのは、この最終のあれで、浅川の。

岡本委員

最終案はもう出て、もう申請、認可はとれたということですよ。

梶山委員

それはあくまで整備計画で、この委員会は本来個別事業でやるべきものなのだから。

岡本委員

いや、整備計画の対象が、本場合は、浅川ダムという具体的な施設が、しかももう容量とか、どこにありますなんていうことも全部入っていて、計画高水もこうなるという計画数字も全部入っているわけです。

こういう仕掛けなので、だから、どこのところでなお、ですから問題はこことところで、新たにというのを、これがいつも水掛け論になるとおっしゃったんだけど。青山先生のご意見は、あれはやっぱり実質中止していない・・・

青山委員

それは間違いないですね。

岡本委員

というのは彼の見解であるし、それから、例えば仮にだれかわからないけれども、いやむしろ、これは一遍田中知事の時代にやめたはずだから、新たに、というぐあいに考えている人もいて、その人は新たにで拾って、ここで議論させるべきではなかったかという、だからこの解釈を決めるという解釈もあります。

内山委員

少し整理させていただきたいと思います。この評価監視委員会では、18年度の第2回、去年の1月30日の委員会で、原部長とか堀内技術幹などが、かけるかどうかということについて答えております。それで、これについては議事録を見ていただければ出てくるわけですが。私たちのところへ配られた議事録は未定稿でしたけれども、決定のものがあります。

それで、2つ、3つ、ちょっと経過の中で重要な事実を申し上げますと、昨年2月8日に知事が記者会見をして、穴あきダムというのを突然発表したと。

それは外水対策の方針として穴あきダムでやることを決めましたと、建設を決定しました、実施していきますということを発表したと。河川法では、案を決定する前の段階で学識経験者の聞き、住民の意見を反映する措置を講じなければならないという定めがあるんですが、それは一切とられませんでした。そしてそれがそのあと今年の4月18日に原案を発表し、学識経験者の意見を聞き、公聴会を開き、それから市長村長の意見を仰いで、それで7月9日でしたね、国へ、関東地方整備局へ認可申請して、8月22日に認可になったと。

ここで大きな問題は、河川法では、河川法で定めている手続と全く逆の手順で、先にダムの建設を決定しました、実施しますということを言って、その発表した翌日、2月9日から、新幹線の用地交渉の場へ行って、その資料を出して説明をしていったということがあります。ですから、順序が全然ちぐはぐなんです。これは私は自分の意見書の中にはっきり、これは違法なものであると、瑕疵があるということを書いてあります。

それからもう一つの問題は、今年の5月の段階で、浅川の穴あきダム、治水ダムについてです。次年度、つまり平成20年度の概算要求を出して、8月に概算要求を締め切り、そして12月の20日ですか、一応内示になっていると。それで今年の3月の国会の議決承認を経てそれが決定すると、こういう段取りになっています。それで、その中でそういうような、それは補助事業としての浅川総合事業計画の中のダム事業、浅川ダムについての公文書公開請求をしてとったんですが、そこには、浅川治水ダム建設工事計画（補助事業）として、2億5,000万円の要求が出ていて、この2億5,000万円が内示まで認められていると、こういう具体的な動向があります。

それから8月22日に河川整備計画が認可されたあとですけれども、12月19日・・・ごめんなさい、12月20日に内示があって、このつい最近です、年が明けて今年の1月19日に、北陸新幹線の用地交渉の場の新幹線対策委員会とか、長野市長、長野県知事、新幹線の事務局、こちらとの4者で確認書を調印しています、つい先日ですね。その確認書の調印の中にはこう書いてあります。「治水専用ダムと河川改修により治水安全度100分の1、基本高水流量450立方メートル/秒を満足する治水対策について、おおむね10年以内の完成を目指します」と書いてあるわけですね。ということは、これは補助事業として非常に具体的

に予算も決まった。それから、新幹線の用地交渉のところへはそういうことを言って、具体的な計画として、ここには書いてありませんが、水理模型実験をして今年度に着手し、今年度ではない、ごめんなさい、平成20年度に着手して、10年以内に完成するんだということがはっきりしているわけです。その間この評価監視委員会では、その経過をほとんど何も知らされないままで、経過説明も行われないうままで、蚊帳の外に置かれてきたと。

それで、それはやっぱりそれだけ具体的な計画があるんだったら、なぜこの評価監視委員会にかけて審議しないのかと。昨年11月の委員会では提言というような案もありましたけれども。私は本来、必ずこの委員会で評価監視しなければならない事業計画が、浅川河川整備計画の中の浅川ダムであると。これをかけませんか、いや、かけないで何とか両論併記で終わらせてくれというのは、これは県の方の希望であって、評価監視委員会というのは、本来、47都道府県に1998年につくられたもので、数多くの公共事業の中から5年以内に、事業決定してから5年以内に実施に移っていないものとか、一定の条件を持っている事業について、その内容を評価監視して、継続なり、中止なりということを決めるんだと。長野県だけにつくられているものではないわけです。ですから長野県の評価監視委員会としては、当然この浅川ダム事業というのをやらなければいけないと思います。

それから、一つつけ加えます。浅川ダムについては、過去、議事録を全部拾い出して見てみたんですが、私は一昨年の8月から委員になっておりますが、過去4回この評価監視委員会にかかっております。簡単に申し上げますと、1回目が1998年、平成10年12月16日に平成10年度第1回の委員会が開かれて、ここで事業継続が承認されています。それから2回目は翌年、1999年6月17日に、資料が間違っていたものですから、その事業継続の資料をただ正しい資料が提出されています。それから2000年4月24日の委員会では、もう一度改めて、正しい資料に基づいて事業継続が承認されています。そして2001年9月21日の委員会でももう一度論議をされ、5回目の2001年12月の評価監視委員会で、ほかのダムと同じように中止になっております・・・ごめんなさい、2003年の12月の委員会です。9ダムと同じに浅川ダムは中止になっています。

そういうふうに何度も、計5回ぐらい評価監視委員会でどうするかというこ

とを論議してきた対象事業ですから、今回、昨年から今年にかけて、非常に具体的な動きをしているわけですから、当然この評価監視委員会にかけなければならないものであると、その対象事業であるということを申し上げたいと思います。

福田委員長

だから言っていることは同じなんです。私は、すごく誤解されているんですけども、私は提言でできるなんて一言も言ったことないですし、両論併記でなんて、そんなことを言っているのではなくて。このおかしいと言っている部分を本当に提言に全部、だから青山先生が言ってくださったことはそういう視点が、岡本先生もそれでということは、私もそう思っています。そういったことはきっちり資料なり何なりでまとめて出していこうと、本来かけるべきだと申し上げてずっと来たんですけども。何かそこを理解しないで、進め方がおかしいと言っているんですが、みんなそういう見解なんですか。

青山委員

それは、福田さんご自身に対することはいいんじゃないですか。みなは、そういうものをすでに超えていると思います、今は。その上で、さっき言いました河川整備計画を有識者で、持ち回りですよ、その意見を聞くことなんていうのは。それで申請にまで行く話が委員会に1回もかけられないということでもいいのかと。国がこういうものを、すなわち「時のアセス」を、僕はそのときに北海道の仕事をやっていてよく覚えているんですけども、企画調整局、それがきっかけになって、時間がたって、あまり進んでいなかったり、どうなったという公共事業に対し、それを評価監視するために公共事業評価監視委員会をつくった。北海道がやり出して、そのあと国土交通省が全国の都道府県にこういう委員会をつくらせることまで言った。そこの一つの大きな役割に評価、監視があって、仮に委員会審議で土木部にとって、長野県にとってネガティブな結果が出て、それはあくまでも委員会の見識なり意見であって、県が本気でやりたいなら知事の責任のもとでやればよい。国がまだ100年の計の基本方針も、旧河川法でなくて新しいものでつくっていない中で、突出して、しかも支

流にいっぱい、信濃川に至るまでであるにもかかわらず、浅川ダムだけを、しかも穴あきでつくるということをやるとするのは、だれが見ても工事をやりたいただけみたいに思われてしまうんですよ。だけど、それは横に置いておいて。

僕はやはり浅川ダム事業は、ここにかけないということをしごくおかしいと思うし、皆さんもそうだと思うんです。僕は工事をやりたいただけなんて言うてしまいましたけれども、それは僕の考えで。それは何もこの話ではなくて、全日本的に、今、それを僕が研究しているから間違いないんです。知事の言葉から言っても。やっぱり公共事業評価監視委員会があって、この委員会、国土交通省が敢えてつくったのならば、なんで事務局がここにかけなかったのか。かければ、そのあとどういう結果が出ようと、僕は知事の責任でやるんだから、それはもう不法行為、違法行為、もしくはあれはありますよね、住民訴訟は起こると思うけれども、それ以外で知事がどうなるというのは、ちょっと僕は梶山さんと相談しないとわからないけれども、そういう話であって。かけなかったということで、これだけこの委員会がもめてしまったり、時間がとられたというのが非常に不幸だと思うんです、そこなんです。

福田委員長

そうです。かけてくれなかったのかというのは本当にそうで、私はその言葉も8月6日に発しているはずなんですけれども。

では一つ、皆さんに議論いただきたいんですが、どうまとめたり、進めていたりしたらよろしいですか。

保母委員

いいですか。5点ほど箇条書き的に言いますと。先ほどの岡本委員の方が書かれたその図で行きますと、右の方ですよね。新しく河川整備計画に基づいて、下の丸まで行った、その流れは、ほかのことを抜きにすれば、それはそれとしては問題はないということですよ。したがって、そこに何かの問題点があると、工事上の、あるいは環境上等々の、であれば、5年後の段階で、あるいは10年後の段階でこの監視委員会にかかってくると。そうではない、1年目、2年目、4年までという間は、この監視委員会にかけなくてもいいという性

格のものになるんです、それが一つですね。

2つ目に、ところが先ほど岡本委員が話されているときに私も言ったんですけれども、青山委員の方から、左の方のところ、かつてあった、昔からあった浅川ダム計画は中止したのかどうかという問題です。ここが一番の大きなポイントだろうと私は思っておりまして、それは前回の委員会も、その前の委員会も、その話をいたしました。それが中止していないと。中止していないというのは、国との関係でも中止の申請というか、これも出していないし、取り消されていないのです。だから、予算上はゼロという形で、ゼロ更新をしてきているということです。それで有識者の、いわゆる河川整備計画の中での有識者の会議等々の議事録を見ると、事業の変更とかというような、ちょっと正確ではないですか、変更という表現でしたか、それが出ているんですよ。ということは、前のがあって、それを事業の内容を、穴をあけた・あけないという、これで変えたという話になるんです。そうすると、いずれにしろ2番目の問題は中止していないという問題です。

それから3番目の問題は、そうすると、同じ場所で同じデータを使って、基本的に、それで新しい事業を計画をしたということは、これは変更計画だと見ざるを得ないということではないかと思うんです。それで、変更計画であれば監視委員会にかけるとは当然で、監視委員会にかけない形で、いや新しい事業だというのは、これは筋が通らないというのが今まで私も言ってきた内容なんです。この点は青山委員と大体同じではないかなと、表現は違うとしても、それが3つ目の点です。変更計画だと考えざるを得ないと。

それから4つ目には、だから監視委員会の、この長野県の監視委員会の規則の、規則の文章、そしてその規則に対する県当局の解釈、この中では、監視委員会の議題は県の再評価委員会で決めることになっていると。したがって別の表現をすれば、勝手に監視委員会でこれも議題だということはできないということが言われてきて、そうではないという議論もいろいろあったけれども、大体県の現在の監視委員会規則というのは、県の説明のとおりということになっているんです。

内山委員

いや、なっていないです。そこはちょっと違いますよ。

保母委員

だれが言っているんですか。それは議事として、それは県の説明が間違いだからという意見は、それは出しておるとしても、それが承認されているということではない。あるいは、少なくとも、県の方が監視委員会の方でその解釈は間違いであろうということを出て、いや、県の方がその解釈を変えたという事実はないと。それで、これはおそらく県の監視委員会のこの制度自体の欠陥だろうと。それで、それが4点目です。

したがって、5点目にこの監視委員会の制度、この見直しを一つは提言しないといけなと。今回、だから提言するとすれば、その問題、制度の見直しの問題ですね。もうちょっと言えば、監視を受けるべき行政が、議題を行政の方で絞ると、これは不自然なことだと。行政がやっているすべてのことについて、要はこれだけかければよいということも含めて、いやそうじゃなくてもっとこうだと、大所高所からそれを言うのが監視委員会の役割であって。そこを、それを言うべきではない、言うべきというか、それはいろいろ議論してはいけなとか・いいとか、そういうことを言うのではなくて、監視委員会で、全体の長野県政の全体、公共事業の全体を見ながら、いやこういうことを議論をここでしないといけなと、県民のために、あるいは行政が正常に発展していく上で、ということはこの監視委員会が、やはりそういう権限まで持つというふうな制度を明確にすべきだということは提案したらどうだろうかというようなことを考えておるんですけれども。5点。

福田委員長

貴重なご意見で。だから、県だけのというので、世の中に向けてというのは、まさにそういう意味があると思うんですけれども。全国共通なそういうのがありますので、本当にそういうところまでやっていけたらというのは、認識としてはあるんですが。ほかに何かご意見はございますか。

内山委員

今の意見と関連しましてね。監視委員会が平成10年度につくられてきて、そのときから要綱の中に、監視委員会の役割というのがあります。今も文面は全然変わっていないんですが、要綱の第2の3で「その他、監視委員会が必要と認めたものについて審議を行う」と、こういう項目があるわけです。これについて前回の委員会で、手塚室長の方からちょっと一つの解釈が出されました。だけどそれは県の解釈であって、この字面どおりに読めば、監視委員会で論議をして、これは対象事業として審議を行いましょうということになれば審議を行っていいはずなんですね。そういう解釈になぜ立てないのかという疑問を感じます。

福田委員長

そこについても、もう8月6日時点で実は投げているんですよ。でもここも堂々めぐりで縮まらないところで、そういうことも含めて、だからこれというのとは。

田口委員

それに関して、私はある知人を通して聞いてもらったんです。そうしたら要綱ですか、要領ですか要綱ですね。それに関しては、もしこの間の県の説明のような内容で書きたかったら、県はいくらでも書き直すことができたらしいんです。だからそういうものであって、だからもうああいうふうに書いたということは、文字どおりそれをちゃんと書いているんだという、そういう解釈が一般的にあるんだということを知りました。

今、内山さんが言った要綱の第2の3で、その他必要と認める事業に関して、いわゆる評価監視委員会が認めた事業に関しては審議の対象になり得るというふうには私たちは解釈していたんですけれども。前々回の事務局の方の説明だとそうじゃなくて、市町村の方から出てきた意見に対しては、という言い方で言っていましたね。

ところがそうじゃなくて、いわゆる要綱そのものは、もし県の説明したよう

なことを実施したかったら、そのような文章に書きかけることができるような、そういう部類のものだというふうに聞いてきたんです。それは県のある職員に聞いたんですけれども、そのところが私は非常にまだ、法的にどうだというのではなくて、それは県が書きかえることができる内容のものだというふうに聞いたんです。

つまり、あのときの説明をもし本当に県が実行したかったら、そういう書き方をすればそれで済む話だと。しかし今回の要綱の内容は、その他必要と認める事業に関しては、というふうに書いてあるから、これはもう文字どおり必要と認めれば審議の対象になり得ると、認めなければならないということですが、そういうふうに解釈すべきだということを聞いたんです。だからこれが、私の言っていることが正しいかどうかというのはちょっともうちょっと調べなければいけないとは思いますが、そういうふうなことを聞いたんです。

だから・・・そういうことを考えると、あの県の説明というのはよく、何も知らない我々の委員を恣意的に、悪い言葉で言ったらだましてしまうというようなことになりかねないので、私はその辺をもうちょっとはっきりさせるべきだと思うんです。

青山委員

今のお話は非常に重要なことを実は言われています。国土交通省と衆参の国土交通というか、それを入れてやる時はそれをぜひ聞こうと思うんです。県の職員が言っていたのではなくて、国土交通省がどう考えてかと。要するに長野県が自分たちだけで、県の裁量、知事であれ副知事であれ、それだけでやるとするなら。もっぱらダムの建設費の額だけで言えばやんばダム(ハツ場ダム)は4,800億円規模ですから、もう桁が違います。しかし、浅川ダムというのはいろいろな意味で全国的に見て象徴的な意味があります。となれば、そういう全国規模で象徴的なダム事業を県の裁量で、委員会にはかけませんと。本来この委員会の場で担当者が、質疑に応じればいいけれども、それもなかったわけです。それはやっぱりおかしい、県の裁量だけで可否をやってしまうのは。

だからそれはどうなんだと。こういう時代ですから、少なくとも一般県民と

いうよりこの委員会の委員の中にもいろいろな人がいるわけです。したがって、何も反対とか賛成だけ、中立も、だからその人たちがそういうことを、その他についてある程度、全部でないにしても選べると言いますか、そういうことがないと、非常に残念というよりもおかしいと思いますね。だからそれは聞いてみたいと思います、国に。

梶山委員

今、要綱の文章をよく読んでいなかったので申しわけないんですが。今、拝見した限り、それは要綱による限り疑義はないので、県の説明というのを私は聞いていないのでわかりませんが。これはどう見ても、監視委員会が自分で審議事項を決められる、必要と認めればと、当然ですが。

それから、要綱は県が適当に書き直せるのではないかと、これは原則は確かにそのとおりです。国の指導その他が入って、ここはよくあるように、同意条項云々しろとかそういう指導はあったとしても、要綱ですから、それは原則県がそう書きたければ書くことができるわけで。こういう規定を見る限り、これは規定の解釈としては全く疑義はない。おっしゃるとおり、この委員会で審議を行うべきだということになれば審議を行うことができるというしか読みようがないと思いますね。

保母委員

いいでしょうか。そのように、それ以外の読みようはないと。ここで当然議題は決められるという解釈だったんですよ。

ところが、それは県の公共事業ではなくて、市町村の公共事業、そこでの問題が出てきたときにここの監視委員会で扱うんだと、これだけだという話が、今まで3回ほど出ているんですよ。それで、そのところを突破していないので、したがって、これをここでやってしまうかどうかという問題で、そこに問題があるという強い指摘をすることは必要だと。しかし、それをやっちゃって、それこそ議題にしてしまうかどうかというところの問題があるということではないでしょうか。

ごめんなさい。それでこれは、だからどこでこの、今、2の3ですか、そこ

の最後のところをこれをどこで解釈をするのか。あるいはこの要綱、これを決められるときに、どこかでこういう内容だと、それは自治体に限るといようなことが説明されて、例えば県議会なら県議会で、そういうところで了承されているような、あるいは県のどこかの委員会なり、議員たちの、という話なのか。そのあたりをもうちょっと知らない、と、いかな点はあるかもしれません。

梶山委員

よろしいですか。県の言いわけ、私はそのときいなかったで聞いていないんですが。その根拠として何をおっしゃっていたのかというのが一つですね。なぜそういう限定が書いていないのに入るのかと。

おっしゃるように、書いていないことでも、議会説明とか立法趣旨的な説明の中に入れていたということもあり得ますけれども、それは絶対的なものではないので、少なくとも文書になっていない限り。ですから、それをやっぱりこの委員会で名文がなければそれはやってもいい、やってもいいんだ、あるいはやるべきだということになれば、それはやることのできる話だと思えます。

福田委員長

多分初めてこういう委員会、多分皆さんが同じような見方なり、考えなり、見解を持っていらっしゃる、委員みんなが。ちょっと違う方もいらっしゃるかもしれないんですけども。今まで発言いただいた中では、それが提言になるかどうかは別として、持っているということは多分同じだと思うんです。それを今後、一つ進めたいんですけども、どうまとめるかとか進めるかということだと思えますけれども。

岡本委員

ちょっと待ってください。今、これはよく法律をつくるときに、「何々等」と書きますね。すると我々から、素人は、「等」だからここへ入れてしまえばいいじゃないかという勝手なことを言うと、今、保母さんからも梶山さんからも説明があったように、例えば立法趣旨の説明とか、何か議事録なんかに、いやこの等はこれとこれとですとか、説明するわけです。だからこの場合は制約があ

りますね。問題は、これをなぜここにこういうのがここに入ったかというのは、県が一方的に発議することになっていきますね。そうすると、市町村長が自分の要求が出せる場がないと。だからそれを出す場をつくってくれという要求があって、それで入れましたというご説明があったときに、それをサポートされた、この委員会の市町村長がいらしたわけですよ。残念ながら今日はご欠席なので、今日のメンバーで、つまり今日は多分これに全然異論がない方ばかりになってしまっているから、ということがあるから。今の委員長の取りまとめには、ちょっと注意を要すると思います。

梶山委員

三木委員はそういうことを書いていますね。

青山委員

一つよろしいでしょうか。僕はこの委員会を設置した経過を知っているがゆえに、法的に言うと、憲法に近い位置づけ。つまり権力を、権力というのは長野県、村井政権でもいいです。それを県民の立場、憲法で言うと、国民が国家権力を監視するというのが憲法の大きな役割です。だから自作自演、すなわち自分で自分の何を審議してもらうかを定めることではなくて、本来この委員会か県民か知りませんが、公共事業のむだだとか、何せこの間も僕、ホームページに全国の市町村、県、政令市の実質公債比率とか、いろいろな指標を5つぐらい載せていますけれども、長野県は全然よくなっていないんですよ。

だから財政問題も含めて、県民なり、有識者なり、こういうところの委員が、審議すべきです。もちろん、公共事業が全部悪いわけではないけれども、1個1個第三者的にそれを評価し、また、ここは環境がメインではないけれども、環境もこの時代だから見ていこうと。ですから、県が仮にそのような再評価をしたといっても、そこで認められないからこの委員会で審議しなくていいというのは、この委員会ができた経緯からいってもおかしい。やはりその政策提言になった場合であれ何であれ、そういうことを明確に保母先生がさっき言った5つにそういうものを加え、だからほかの県でも同じことがおこっている可能性があるから、県が自分の裁量でこれはかけるんだ、これは都合が悪いからか

けない、これを出すと反対になる意見が出るからというのはとんでもない話で、それは反対が出たっていいんですよ。さっき言ったように、そのかわり全責任を知事が負ってやるのは、それは違法行為ではない限りはいいけれども、それは県民が次回の選挙で判断することでしょう。

ですからそういうことを、提言にはっきり書けばいいのではないですか。ダムそのものの是非そのものというのは、個別意見で後ろにつけるべきだと思うんです。さっきの個別のときと同じように、委員名を入れて。それで全体意見は、できれば共通のものにしたいですね。その提言の頭の部分はコモンとして、それはあまり大きく、自治体がいても反対は出ないような気がしますけれども、ちょっとそれはいないのでわからないんですけども。

保母委員

いいですか。青山委員の言われた点ですよね。だから第一に、いや、今回ここでまとめていく上で、最初には、今、この間ずっと議論してきたような、監視委員会の権限と責任、本来のというようなことで、今までちょっといろいろの解釈が、県の委員の方も出ていた。その点で、このように委員会としては考えるというのを、やはり全面的に展開するのをまとめたらどうだろうか。

それで2つ目に、ちょっと思いつきに近くて批判してもらったらいいいんですけども。それが十分になされていないことが、浅川ダム問題との関係でどうい問題を生じているのかと。さっきの岡本委員の、先ほど言ったような、右端の方だけであれば問題ないけれども、5年たっていないから、しかし、中止との関係等々、こういうさまざまな問題が出ていて、ここの監視委員会で、それについての意見を十分、いい・悪い、すべてを含めて、意見がなかなか言えない状況に置かれてしまっているというような問題を第2点目で指摘して。大きな3点目に、今この監視委員会で、浅川問題について出ているこのような点について十分今後の、県民を含めた議論が必要だというような形でやっていく手は一つあるかなと。

その2番目のところをやはり入れておいて、浅川問題との関係でそういう制度の欠点なのか、解釈の欠点なのか欠陥なのか、このあたりの問題がちょっと引っかかっているということを明確にしたらどうでしょう。

福田委員長

今、保母先生が言ってくださった、責任とか権限、権限についてこうあるべきという委員会が述べて、それで一つ事実とか、それは浅川を通してこういうことが起きているという事実の流れですよね、こういった起きているという流れ、それを・・・

保母委員

浅川問題を解決というか、審議解決する上で、その1番目の監視委員会の権限と責任、これの解釈の問題で、非常に障害になったという問題をね。

福田委員長

それもですし、それによってどういう状況に今あるかという、そういった事実も含めてあるということ。事実があるというそれだけではだめなので、今後も含めてですけれども・・・課題、これをさらに・・・

保母委員

3番目は、浅川ダム問題について出されている点について、そこらをこういうような問題が出ておると。全体で、監視委員会で決めたことではないとしても出ている点を、時間がないですから、これ3月までで終わりですから、だから、書いたらどうですか。

そこは、その監視委員会の権限、責任ですね。これとのかかわりで、浅川問題に監視委員会が責任を持って、それをやれなかった問題点、それを浅川に即してちょっと書いたらどうですか。

梶山委員

保母先生がおっしゃる、その2番目というのは、先ほどから委員会の自主性の問題と変更計画、計画の変更があったのではないかという、その辺の事実関係についての問題だと思うんです。だからそれは、私はまずそれがわからないと次の問題にいけないのではないかと。

そういう意味で・・・そういう問題だと思うんです。

保母委員

岡本先生が大体言われたような、あの範囲の話です。

梶山委員

そうですね。ただ、今回送られてきた資料が、間際のことですけれども、これをパッと見た限りでは不可解なことがたくさんあると思います。それが課題だと思います。

青山委員

あともう一つ。国庫補助も受けてやるのでしょうか。一級河川ですし、県が単独で浅川水系全体のその治水、利水でなくて治水になったとしても、その治水の効果がどの程度浅川ダム、穴あきダムで満たされるのか。信濃川水系と言いますか、信濃川の合流地点周辺における洪水というのがそもそも問題なわけですから。ということは、総合的にその辺を見渡した中で浅川ダムというのが本来出てくる。そういうことを考えて、国の水系、大きな河川の水系の方針をつくらなくてはいけない。しかし、それがどういうわけか、信濃川水系はまだ未了であると。そういう中で、下位計画と言うより事業ですけれども、個別事業を先行させることの問題点というのも明確にしないといけない。「穴あきダム」を次々支流に今後つくるような話が、100億円、200億円だからということで出てくるのであれば、それは重要と思います。ただ、それはかなりコンテンツというか、内容に入る話ですけれども。ただ行政手続的には上位計画と基本方針、整備計画、実施設計というにつながるわけでしょうから、上と下が、ただ上をやっている国土交通省自身が何かおかしなことをやっているみたいですから、その辺が問題だと思います。それはすごく重要だと思います。いずれにしても長野県は、暴走しているんです。

内山委員

ちょっと、今、青山委員にしても中身に入っていますけれども。その前にやっぱり基本的なそのこととして、その前にあった要綱の第2の3で、非常に単純な表現で、その他監視委員会が必要と認めたものについて審議を行う

と。これが平成10年度の監視委員会の要綱でつくられて、一字一句変わらないで9年間生きてここまで来ているわけです。

それで、もし県が前回説明した、あるいはその前に説明したような解釈を持っているのであれば、それを議会なり、ほかの審議会、委員会なりでどんな説明をしたのかという公式記録があれば出していただいていた方がいいと思うんですけども。もし県がそういう解釈だとすれば、それをそのとおりここへ書けばよかったのではないかと。

このわずかこれ、この短い要綱の文章から言えば、浅川総合開発事業の中の浅川ダム計画というのは、当然この委員会で審議しなければならないというふうに私は考えますけれども、審議するのか、しないのかということころへ戻って、もう一度論議していただきたいと思います。

福田委員長

今の内山さんの話よりも、これ、今、せっかく皆さんのイメージがまとまってきたので、そこに何を細かく審議するかということはあとにしてください。

それで一つ、保母先生、青山先生、梶山先生の意見を含めて、イメージとしては、監視委員の責任とか権限とか、こうあるべきだということを明確にしていく中で、浅川という県の実事を通して、手続論というか事実の手続と、要綱の2の3の問題もここに入りますけれども、こういった流れがあって、こういうところが問題があるということも明らかにしながら、今、こういう状況に置かれているんだというようなことを、とりあえず一つ、これを出していくと。

3つ目としては事業のコンテンツということで、青山先生、内山さんからもありましたけれども、治水効果では満たされないという技術論というか財政の問題、先行させる、こういったこと、この手続のことも含めてですけども、これが実際にどういう技術論とか、財政とかにも弊害を起こしていくかみたいなコンテンツのことで書いたり、あとは浅川の是非というのはありますけれども、それについてはやはり個別にそれぞれ意見があるということで、全体と区別というか、最低このようなことは議論してまとめていこうということが、今、共通認識として委員会できてきたのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

保母委員

提案しておいて逆のことを言っははいけないけれども、2番を先にして、そして1番を2番にするという方法もあるんですよ。もともと浅川問題で、それをやればやるほど制度的に行き詰まっているということを明確にして、そうすると、そういうのをクリアできる制度はこうあるべきだという形で、あとからやった方が、読む人としてはすっきりするかもしれませんね。

福田委員長

多分8月から11月、12月とみんなこういうことを言ったんですけども、私がちょっと進め方がまずいし、こういった共通のビジュアルな形でまとめずに、言葉だけでやっていたので、皆さん、堂々めぐりしてしまった。

この構成はどうあるにしても、まず最初に梶山先生がこれをやらないと次へ行かないと言われたとおり、ここからきっちり入って、ここが行き詰まったりとか、手続論でどんな問題があったのか、流れとしてどうあったのかということをやって、ではどうやるべきなのか、どうあるべきなのかを委員会でまとめてというようなことで。それで、そういうことが決まりましたら、今日出ていった多くの資料に入っていけるかなと思うんですけども。一応このような形で、みんなで目指してまとめてみるということではよろしいですか。

梶山委員

今、内山さんがおっしゃったことは、どういう形になるんですか。今までも議論してきたんでしょうか。

福田委員長

この中で多分出てくると思いますが。

梶山委員

その辺の解釈との関係で、この委員会で、委員会としては審議事項として審議を、議論してやらないということになったんですね。

福田委員長

やらないということでは・・・

内山委員

いや、まず、そこへ入るのも重要なことだと思うんですけども。私はこの委員会として、浅川ダム、浅川ダム事業、これが事業継続で、補助事業としての手続が行われているし、河川法に基づく河川整備計画の認可まで行っているわけです。ですからこれは、ではこの委員会としてどうするんだということをまず決めて、それからいろいろ内容に入るなり、ほかの論議に入るなりしていくべきだと思います。審議対象であるかどうかということですね。

福田委員長

審議対象で・・・それはどうやって皆さんに諮りますか。審議対象であると。

青山委員

重要なこととして、スケジュールがあります。さっき事務局の人が、意見書と提言書を3月末までといわれました。しかし、今年度この委員会が始まったのは8月ですよ、1回目が始まったのは。その間、4カ月、5カ月というのは。逆に言えば、その間、長野県は別途河川整備計画を策定していたんですよ。だからその間、この委員会をあえて開かなかったのではないかと僕は思うんです。計画策定が一段落したとき、すなわち8月22日でしょう、認可は、それで8月6日でしょう、それでもう計画を出して、申請、一段落したときにやっと1回目を開いて、そのときにはこれは適用除外だと、いやこの委員会の、と言ったわけでしょう。だから僕はそれが一番おかしいと思っているんですよ、あまりにも符合するから。

それで、時間がバーッと4カ月ぐらい秋以降へ来てしまったでしょう。今後、委員の任期もあるし、あれなんですけれども。僕らは、忙しいというなんていうのはなくて、本気で審議といったからにはもう少しあと何回か、最低、3月末であれ、出っ張るのであれ、そういうことが可能かどうか。そうじゃなくて、我々が時間的にそういうものに参加するか、参加できるかどうか。事務局がど

うこうではなくて、我々がここまで来たならば、実質審議ですよ。原告適格ある・なしと自分で決めるのはおかしいけれども、自分で決めるようなものですよ、この委員会は。もう認可が出れたんだから。

すると、ここで行政訴訟の模擬裁判ではないけれども、それを我々がやるとしたときに、その時間的余裕というのを、ないというのではなくて、僕は本当にやるんだらば出てこようと思うんです。行政の方が、勝手に委員会がやっているんだから我々とは関係ないというのか、一応委員会の中で決めたんだから一通り、保母さんの旅費なんかもあるから、それだけはちゃんとしてもらうとか。それは早目に決めた方がいいのではないですか。

田口委員

それでちょっと確認したいんですけれども。いいですか、任期の問題は、本当は8月まであるんです。それで一つは、3月までに結論を出さなければいけないのは、諮問事項だと思うんです。浅川に関しては、3月というふうな区切り方をする必要が私はないと思うんですけれども。少なくとも8月まで任期があれば、その間ある程度の十分な時間がかけられるので、その辺を、それが可能かどうかというところをここでちょっと。

福田委員長

やはり県民の税も入っていることですし、そこをどうするかですね。そこはむやみやたらに、いくら独立性だからといって回数を多く開くというわけでもない、その調整はすごく重要なところです。

田口委員

それともう一つは、我々の委員会の前では、ダムなしの河川計画、計画があったんですね。それを今度はダムありでもって変えてきたので、やはりその根拠の説明は、やはり委員会に対してなければおかしいんです。それで昔からの継続の人も何人かいるわけですよ。 . . .

梶山委員

だからそれを今日やってくれる話なんです。そのための資料。

田口委員

その資料になっていきますか、読んだらそういう資料にはなっていない・・・

福田委員長

その辺の中身の話ではなくて、今、青山先生が言ってくださった、今後委員会として委員の皆さんも出席回数とかといろいろありますし、その予算もありますから、予算を聞かないで暴走するわけにはいかないので、そこは事務局と調整しないとイケないところです。

田口委員

だからその説明と、それからもう一つは、制度と手続の問題に入るかもしれないんですけども。少なくとも前の段階で、流域協議会とか高水協議会とかいろいろな協議会があって、市民参加でものすごく時間をかけていろいろな問題を検討してきて、まとめたものを県に出しているんですね。それで、それに関して県がこたえていないということで、この場でもってそれを議論するという意味ではなくて、提言なら提言の中に、それを県は、高水協議会に対して説明しろとか、流域協議会に説明しろという、そういう内容のものを盛り込む必要があると思うんです。そうじゃないと今までこういう、本当にみんな時間をかけて苦労して議論してきたことが一体何だったのかということ、これは市民の間でみんな持っているんですね。だからそういうものをぜひ入れてもらいたい。

福田委員長

それは、だからこの辺のどこかで。いろいろ今までの協議会のあり方との関係ですね。

青山委員

個別事業のとりまとめは福田委員長にお任せして、文言ですから。それはもう2月だか3月に出していただいて、別途、審議になるかどうかというのは、今日のお話ですと、ここで決めればよいような話です。それに関しては任期いっぱいまでやって、そこで提言なら提言、意見なら意見を出すというのではダメですか。

福田委員長

いや、そこは、すみません、事務局、回数の話になりますね。

岡本委員

ちょっと待ってください、委員長。これは私の意見ではないので、私個人はまた別の意見ですが。少なくとも、浅川ダムの問題をこの場で議論すること自身に明らかに反対な委員もいらっしゃるわけだから。ここで今後のスケジュールを、今日はゴーサインで皆さんやれると思うんです。ところがそういう方もいらっしゃるの、それも含めて県との協議をやっていただきたい。というのは、やっぱり、ですから下手をすれば、本委員会の有志のメンバーの研究會になりかねないと。

それからもう一つ、田口委員のおっしゃった、いろいろな県民からの、あるいは県民というか住民参加というか、あるいは市民のいろいろな意見が具申されているのに、今回の河川整備計画の検討に当たって一体検討したのかと、それにどういう格好でこたえたのかと。実際にはそういう、手続を見てもわかるように、そういう団体に直接にこたえるべき手続は、過程には入っておりませんし、おそらくやっぺらいらっぺららないと思います。そのことをどう見るのかといったようなことが、一県民として田口さんにも内山さんにもあると思うんです。それはそれで、監視委員会のメンバーとして、これはおかしいのではないかとこのことを注意を喚起する。つまりそういうことをやっていないのは、もしもやっぺらればよし、やっぺらなければこういう、つまり河川法の精神に基づけば、住民の意見を聴取すると言っておきながら形式的な、いや向こうの立場から言えば、形式的な市町村首長の合議とか、あるいは公聴会を編成して

そこでやって、非常に形式的な流れで済ましてしまったのではないかというような疑問を田口さんはおっしゃったと思うんです。それはどこでも指摘されることなんです。私、今、利根川やっていますけれども、利根川でもその問題は起こっています。だからそのことに関して、この本委員会で改めてもう一度県に注意を喚起するというような議論はあってしかるべきと。

ただ問題はその前に、この委員会という全体の意思の中でそれをやれるのかどうか。それは事務的な問題も含めて、ちょっと注意を要すると思います。

福田委員長

予算の件も含めてということで青山先生からございましたけれども、委員が一生懸命議論をするのもいいんですけれども、県が本来しないと言ったことでして、私どもこういったことをするというような議論になってきたときに、相当厳しい議論になり、提言にはなりませんという話になってきたときに、先ほど岡本先生がおっしゃってくださったように、これは、それこそ独立性ということで有志なり研究会でやるのかということになる、これはこちらが独立だからやってと押しつける話ではないと思うので、そこはちょっとお答え、率直にいただきたいと思います。

事務局（手塚技術管理室長）

初めに委員の任期について、はっきりさせていただきたいと思うんですが。この再評価というのは、平成10年度から始まっておりまして、年度ごとの事業について再評価ということをお願いしてきております。そういうことで、要綱上は委員の任期は2年以内ということになっておりますが、2年度分をお願いするという意味で、平成10年度からやってきております。

したがって、今回この委員会につきましては、平成18年度、19年度の委員をお願いしたという意味で、3月末までということで、県としては考えておりますので、お願いしたいと思います。

福田委員長

そこは皆さん、田口さんもよろしいでしょうか。3月末までということで。

田口委員

諮問事項に関してはそれなりに言えると思うんですけども。

青山委員

辞令に書いているんじゃないですか。

内山委員

いや要綱には、今言ったとおり2年以内と書いてあるんですよね。辞令には任期は書いてなかったですか。

田口委員

任期はなかったんですか。

ちょっと辞令を見ていないから、何とも言えないですね。

福田委員長

辞令には書いていましたか。

事務局（手塚技術管理室長）

辞令には書いてありません。

梶山委員

根拠が明確なのは、それはそれでしょうがないと思います。根拠が今のところ明確ではないので、明確に示していただきたいと思いますけれども。

青山委員

同じ時期に私、福田さんもほかの方もそうでしょうけれども、委員になったのは、環境審議会は今年のずっと新年度からも、今連絡が来ていますから、ほかのは、企画とかもありますけれどもそういうのが来ているので。これが3月31日でというのは、さっき言われた答申の、事業に対するそれは何らかの返事をしなければいけないという意味で3月31日はわかるけれども。浅川のように、

どちらかという、そういうことを言われるならば、自分たちが一方的に要綱の中に、ここを決めるといってみんなが、やめられたなり、来ない人はその人の見識なり、本来、経済学部であれ何であれ、学者でアポイントされたとすれば、自分の意見と違うことが出てきてそこで議論するのが学者だから、その人たちが仮に3人出てこないとしても、僕はそれはそれでしようがないと思うんです。利害がぶつかったといっても、反対尋問も主尋問も世の中にはあるんですから、そんなことはよくて。例えば3分の2なり半分なり、そういう規約があるかどうか知りませんが、それがそういうことを、今の今日の話でわかったのは、この委員会の審議事項としてもっと早く、ちょっと委員長を責めるわけにはいかないですけれども、我々自身がそのことを明確にわかっていなかったからというのは、一つ問題ですよ。もっと早くわかっていればそれでしてしまって、事務局がどう言うかわからないけれども、やってきたんですよ、毎月でも。

ところが、わかっていなかったのに加えて、行政が自分たちの裁量で、再評価で公共事業評価監視委員会に諮問しないことを決めたことを鵜呑みにしてしまったような感じがします。これは難しいから提言にしようというのが秋口になってしまった経緯があるから、ここにいらっしゃる方の、多分7、8割は審議と言いますか、それは対象にして話し合うべきだと。何もガーガーいうより、今日なんかかなり皆さんやっているわけですから。そういうことであれば、何も任期ももうちょっととか、3月までで毎週出てこいというのはちょっと今、一番大変なので、大学の方は。それでも月に2回とかと言えば出てこようと、僕は思うんです、これだけ重要だから。その辺は、だから少しそういう事情も考慮してもらわないと。県民がといっても、私はここの財政全部わかってますけれども、こういう重要なことを第三者で審議するのを県民がやめろとか、数十万円、皆さんの人件費があるから何とも言えないけれども。それをやめろなんていうのはあり得ないと思いますよ、僕は、長野県の人たちが。

だから行政の方が、自分たちがそういうことを言ってしまったと、それはもう国に行ったときに、長野県のそういうことを言ったら全部言いますけれども、原さんが言ったことも。それは、そういうことを我々に言ってきてしまったということに対する今度責任問題になりますよ。場合によっては、もしそこで期

限内でどうこうで、今後も何回も開けないなんて言われたら。8月6日が第1回目というのはどういうことなんですか。みんなが出られないからというふうに僕は福田さんから、合う日がみんなが出られる日が合わないからということしか聞いていないですよ。だけど、ずっとあとで調べると、その間でいろいろなことを、さっき言った申請に至るまでのことをやっているじゃないですか、これおかしいですよ。おかしいです、間違いなく。極めて意図的で、知事がまた別途記者会見で言っていることなんかを見ると、僕は、さっき言ったようなことが背景にあるなど、極めて不見識だし、県民をばかにしていますよ、もしそうだとしたら。

だから、ここでちゃんと第三者が事務局の方に情報をもらいながら、研究とは言いませんけれども、審議というか、議論をしよう。わからないうちはもうわからないし、県がそう言っているから提言にしましょうというだけで、僕は福田さんを責めるつもりはないけれども、そんなものだったのではないですか。

自主研究会で毎月長野へ来てくれという、来るかどうかはわかりませんが、それでも。そんな感じがします、僕は。

事務局（手塚技術管理室長）

任期は3月末までということで言いましたけれども、その間に何回委員会、開催されようとも、委員会としてそれで運営されていくのに対しましては、県としては、県は協力いたします。

それと先ほど、昨年8月6日に第1回というのは、非常に意図的に遅いのではないかというお話でしたが。再評価というのは年度ごとにやっています、まず4月、新年度になりまして、では今年度の再評価対象事業は何があるかというので各部局でまず検討いたしまして、部局としての再評価案を作成し、それから、県の再評価委員会にかけて県としての再評価案を作成、それを評価監視委員会の方へお諮りするということで、例年、7月か8月ぐらいに第1回目を開催するというのが、通例でございます。

福田委員長

そうですね、4月スタート、連休明けぐらいから始めてというので。

青山委員

それはそれでいいですけども、従来から懸案になっているものがあったというのが一つと。その場合でも、毎月それぞれ都合がありますから全部出られるかどうかは別にして、毎月1回ぐらいやっても何らまずいことはないのです。それは3月末までというのが、今言ったような話であれば、それはそれで皆さんが合意すれば、集中的にやってもいいのではないですか。

3人の話というのは、僕は気にすることはないと思います。いや、3人というのは、浅川問題を議論するなら出てこないという人のことは全然心配することはないと思います、しょうがないじゃないですか、それは。そもそも委員になるときから断ればいいので、そういうことがあるならばとって。

内山委員

いいですか。今の3月末までというのをはっきり言われたのは今日なんです。今までの評価監視委員会は、浅川ダムを審議したのだけを拾い出しても、平成12年4月にも開かれていますし、平成11年6月にも開かれていますね。そういうのを考えますと、ここで浅川ダムが今年、平成19年度に非常に大きなハードルを越えて、具体的に動き出していると。それを、ではここで審議するか・しないかという大きな分かれ道へ来ているわけですけども。

私は審議する必要があったと思っています。だとすれば、それは年度を越えてでも、2年以内という要綱上の委員の任期のことはありますけれども、浅川問題をじっくり、やっぱりこれだけ大問題だと思っていますから。この委員会として責任のある結論を出すところまではやりたいと思います。

保母委員

それはだめですよ。任期が3月31日であれば、3月31日に、それまでのところで最大限の努力をして、委員会はいずれにしろ3月31日までですよ。その24時までですよ。

それで答申なり意見等々、例えばそれを出すというのが、その3月31日までに文書が全部完成せずに、4月になるか、5月になるかということはあるんです。しかし、その委員会としての、これは3月末で終わりで、4月1日からは新しい委員でやられるということであって、ちょっとそのあたりははじめをつけて考えざるを得ないのではないですか、違いますか。

梶山委員

任期としてはそうですね。任期としてはもう間違いなくそうです。

保母委員

だからその文書として、3月31日ではなくて、ちょっと3月31日付で出すとしても、ちょっと最後の調整をするからというので少し遅れることを目をつぶってもらおうとしても、それは委員は委員で、任命権者の問題ですから、ここで議論すべきことではないと。

福田委員長

任期は3月31日ということで、それを証明する文書があるかないかということも出ていますけれども。とりあえずこの委員を3月31日までという中でやれるところはやって、そこから先は委員の自主性ということになって出していくという形。そのラインは、県の事務局とやっぱり守るルールではないかと思えます。それまでは回数、ご協力するといいただいているので。

青山委員

ご協力と、また僕すごく気になるんですけども、福田さんの、前回はそれで冒頭に相当言ったんですけども。ご協力ではないんですよ、これは。県のお金をかけて、委員を選んで真剣にこういうことを審議しているのだから、ご協力ではなくて、あの人たちは本業でやっているんですよ、これを土木部は。協力ではないんですよ。協力してもらうなんていうのがおかしいので、我々がそれも、お願いしますということになるのかもしれないけれども、それはそういうものだと思います。絶対協力なんていうことではなくて、主客転倒で、あ

の人たちは長野県という政権の権力にいる人たちだから、その人たちは協力ではなくて、当然情報提供したり、議事録を起こしたり、そういうことをやるのであって、僕らがそういうことをもっとちゃんと、びしっとしていれば、そんな春かどうかわかりませんが、夏の時点で、このところで審議ということをやろうと。ただ、県は審議がないというならば、そこでやり合いになるでしょうね。解釈と銘打って。

だから、それは僕らの不作為ではないけれども、ぼうっとしていたのはあるんだけど、わかったからには、3月31日であれば、それは何も未練がましいことを言うつもりはないですけども。さっき言ったように、何回かやるならば、僕はできる限り協力、ただ、その間、海外に行くのが何回かありますから、日程を言うと、その間に決められてしまうとまずいから言わないけれども、そんなもんですよ。そんなのしょっちゅうだから。

保母委員

もう一つ、内山さんとの関係で、先ほど言った点を補足すると。辞令が出たのが、ちょっと私、全然覚えていないんですけども。最初の会議が8月6日でしたか、それで例えば6月か7月に辞令が出ていて、2年間ということで、その2年後の前の日までという形で、2年間というのはもうそれはあるわけで、そのあたりはどのような解釈になっていますか、解釈として。

例えば7月1日から辞令が出て委員になっていると。そうすると次の年、その次の年の6月30日まで任期ということもあり得るわけで。

平松委員

通常、そういう委員会というのは年度年度ではないですか、私はそういうふうに理解していましたから。2年間というのではなくて、2年度分とか、通常委員会はそうですからこれもそうかなと、私は勝手に解釈をしていたんですが、その辺、事務局はどうなんでしょうか。

保母委員

さかのぼって、7月にそれを出したとしても、4月1日から委員というさか

のぼってやるのではないかと。

石澤委員

だから先ほど説明で、年度ごとという説明で。委員長が、審議しなかった経緯は、先ほど言われたように、全く反対の人がいたわけです。その人たちを置き去りにしてこれを進めていくかどうかというのはかなり悩まれたと思うんですよ。その悩んだ末の提案として出てきたのが提言書ということだったように私は記憶しているんですね。

だから、これから委員長が宗旨変えするんだったら、また話は別なんですけれども。委員長の進め方としては、その方向で今まで来ていたというのが現状ですよ。だからその先はどうかは、また考えていただくことになるわけなんですけれども。

青山委員

一番大切なことは、短期間ですけれども、いろいろ調べ、どうも浅川ダムは中止していないということが確証的にわかってきた。今日お話ししたこのメモみたいなものも見えてきたんです。その時点で見えなかったんだと思うんです。

石澤委員

見えないのではなくて、やはりその説明が出てきていないんですよ。口頭で少し触れるぐらいで。結局、文書が出てきていない部分があるわけです。だから審議しようにも、例えば私が加わるとしても情報が足りないんですよ。

青山委員

それはそのとおりです。ただ、仮に情報があっても、今回の問題みたいなものは、行政の内部の運用の話でしょう。場合によって、不法行為をやっているかもしれないんですよ、過失というか瑕疵というか、また本来やるべきことをやらない。だからそういうことでしたので、岡本先生がああときいたんでしょうけれども、我々の方が見抜けなかったのかもしれないんですよ。いや、その夏の時点。

だからやっとそれが見えてきたときだから、そのあとどうするかというのが、今で僕はかなり見えてきたんだけど、見えてきた限りは、コンテンツまで入るのか、手続論的なおかしな問題で、先ほど保母先生が言われたような三段階で行くのかということでしょうね。コンテンツまで、コンテンツというか、中身にまで実質審議で入るとなると、時間は、逆に内山さんだとか、田口さんなんかは逆にそっちの方が詳しいんでしょうけれども、そこまで入るときに時間がどうか。あと、そういうことをやるならば議論に入らないというのでやめられるのは、さっきから僕が言っているように、しょうがないと思うんです。あとそれを福田さんが考慮して、ではこういうことにしようというのはわかるけれども、ここまで来たからには、全体に出している方は大体共通認識が出てきたと思う。

福田委員長

全くそうなんです。前回は担当と分けましたね。実はもうここを意識していて、この部分は梶山先生とかと、いろいろ突っ込んでいただいて、この部分では内山さんとか田口さんとかも詳しい部分ですよ。個別で、この部分で書いてもらう方とか、そのイメージがあって実は出したんです。

とりあえず3月末まででということ考えたときに、分担制もあるのかなとか、集まってやるというよりも。例えば数人、3人、4人で専門的にやってやるやり方、そういうのもあるのかなとか・・・

石澤委員

ちょっとよろしいですか。ですから審議する、しないという琴線はありますけれども、このやり方はそれに触れないでも実質的にいろいろな考えを盛り込めるといようなことですよ。それで確か、前々回のときに委員長は提案されたと思います。だから、そのまとめ方でいけるんだったら、今、言った琴線のところは、本来触れるべきなのかどうかはわかりませんが、触れなくても何とかそこに近づくことができるのだから、それで了承できるんだったら、これで進めるのも一つだと思いますけれども。

岡本委員

ちょっとよろしいですか。私はもう少し素朴に、常識的な部分から始めたいんですが。私はこれについて考えたのは、手続上、つまり法律、行政上、あるいは行政裁量も含めて、そこにどのようなミスがあったかどうか。これについては梶山さんなり、あるいは青山先生もお詳しいからそれぞれにご意見をいただけたと思います。

ただ、そこに書きましたように、少なくとも県はこの計画を、認可に至るまでの過程は全く、いわば法律、行政の範囲内で県の見解ではやられてきたということがあって、そしてここには県の解釈で、浅川ダム問題は議題としてかけられなかったと。ただ、一委員として私が考えたのは、これだけの大半の委員がそういうふうに疑義を申し立てる。その背景は何かと云ったら、かつて、少なくとも県の半分か四分六か知りませんが、もう浅川ダムはつぶせと。反対だという方がいらした。今度はゴーサインが出た。いずれにしても、もうほとんど四分六なのかどうなのかわからないけれども、五分五厘対四分五厘とか、かなりもう、何と言うんですか、ものすごく双方ともに異論のある議題だと思うんですね。そうすると、それに関して、例えば県民の立場からして、監視委員会を名乗っていながらお前たちは何をしたんだと言われたときに、私はそれに対する弁解がしようがないから。それは社会的、つまり県民に対する、県知事から任命を受けてこの委員会に加わった委員として、県民に対して僕は義務があると思うので。だからそれは何らかの意味で、だからもちろん意見書の形で出すわけには手続上行きませんから、提言という形で出したいと。ただその提言の中に、本来、浅川ダムに関してこの監視委員会で議論すべきではないんだという部分が提言の中に、各委員おられてもそれは僕がかまわないと、やむを得ないだろうと、そういう意味合いで申し上げているので。

やっぱり、つまりここに、これだけ民意がもめるということは、ここに議題にかける、かけないということは、それだけここで議論すべきことなのに、なぜしないんだということだと思っんです。ただ、それを本来手続的に本来やるべきではなかったのかというご主張もあるし、いややらなくてよかったんだという方もいらっしゃるということだから。

ただ、どちらにしても、三木市長をはじめおそらく、それでは監視委員会は、

例えばそれは議題としてかけられなかったことに対して、あるいは浅川ダム計画そのものに対して一体どう考えているのか。その意見を、世論というか、市民、県民から問われたときに、それに対してこたえておく必要があるだろうと、あるいは黙して黙秘権を行使することもあるだろうと、そういう私は意味合いで申し上げてきたので。

ですからそこから先の技術論に関しては、皆さん、石澤先生の提案も含めて、もう今の委員長案でやられて、そして個々、得意な方にその部分を分担して書いていただくとかということをお考えのようだけれども、それに関しては別に私は異論ありません。

福田委員長

この構成でというか、ここら辺まではやっていくということではよろしいわけですね。

岡本委員

いや、それはだから皆さんのご意見で。私、つまりむしろこれは、もちろん議論は全員でいろいろ意見を交換した方がいいと思うし、資料もどんどん県から出していただきたいと思うけれども。そこで、もうこの段階まで来れば、個々の委員が県民に向けて、自分としてはこの委員会に加わっている委員として浅川ダムに関してこれだけのことは言っておくと、言いたいと。ただ、残念ながらここでは言う機会がなかったから、提言という格好で県民に向かって言いますという、私自身はそういうスタンスでいるつもりです。

青山委員

全く異論はないんですが。例えばコンテンツをずっと言われてきた人たちが、自分の考えを言うのはいいんですけれども、それを小なりの単位でやったときにやはり、もしそういうやり方を選ぶならば記名でやらないと、それに対して私はこうだと、違うんだと認識が、となってしまうですね、それでもめてしまいますよね。

平松委員

それをやると、単なる個別意見書みたいな形になってしまうんです。それをどこまで絞るかということなんですよ。

福田委員長

それができれば、やっぱりすごく意味があります。

青山委員

前回、僕が冒頭で言ったのは、コレクティブペーパーでもしようがないということですが、自分の専門というなり、関心のあるところがあるから。いや、今言った、1章が梶山・岡本となるのはしようがないんだけども、本当は共通のコモンなので、そんな分量は多くなくても、政策提言というのはそんな多かっただらおかしいんです、一般的には。そこはみんなの共通のもので何とか合意して出すと。その次に各論と言いますか、専門、それはやっぱり署名入りでないと多分無理だと思うんです。だからそれはそれでしようがないのではないですか。

福田委員長

多分皆さん、そういう見解があって、総論という形でまとめたものがないと委員会としての意味がないので。だから、この部分は枚数が多くなくても、ただ、そのの・・・

平松委員

まずその手続論については、この委員会の総意のもとに出すべきだと思うんです。というのは、前々から申し上げているんですけども、浅川問題というのは非常に大きな問題だと。それは当然この委員会のメンバーだけでなく、県民全員そう思っていると思うんです。でも、それだけではなくて、今後また第二の浅川、第三の浅川と出てくるかもしれない。だから、その第二、第三を生ませないためにも、手続論をちゃんとしておきましょうという大きな提言というか、意見というのを総意でまとめたい。

福田委員長

多分みんなそうだと思います。だから、一番問われるのは、もう3月まででもいいからみんな集まってやるとなったときに、だからここをどう、まずここまでをみんなで先に先行、優先的に、まとめていくと言ったときに、3月までどういう形、これだけ資料がありますけれども。だれが、例えばたたき台を練るとかも含めて、最初にそこをまず、みんながそれに合意できるところまで持っていくに当たっての進め、たたき台の原文を書きいただくとかと言ったときにどうするかというところ、そこがやっぱり決まっていけば早いかなと思うんです。それとか、そこが重要なところだと思うんです。

青山委員

あと、梶山弁護士が前回質問を出し、長野県からドサッと来て、僕も新幹線の中で読むぐらいしか時間が今の時間なくて、ざっと目を通してきた膨大な、本当のことを言うならば、ああいうものがあるならば、もっと早いうちに浅川というのは議論になっていたもので、県が出してくれればよかったんですけども。ああいうものに対する事務局の説明というのは、梶山さん、いらないんですか、この場で。

梶山委員

いや、僕もこれ新幹線の中で読んできたんですけども。これに関連して実は聞きたいことは山ほどあります。要するにどういう手続で、住民にどういう説明をしたかというのはちょっとこれでは全然わからない。だから、その説明を聞きながら、こちらも質問したいことがいっぱいあって、少なくともそれを一回はやらないと、県が・・・

平松委員

私は残念ながら車だったんで読めなかったんですけども、膨大ですよ。膨大だから、あとでもそこそこかなり、まあまあ何となくわかるようなことが書かれている。それで私が一番知りたいのは、この内容もさることながら、このタイムテーブル。だから、どういう時間経過で進んでいったのかというのが一

番、明らかにしてもらいたい、はっきり知りたいということです。その時間差で、それはちょっと問題ではないのという事項、結構出てくると思うんですよ。それが一番知りたい点です。

福田委員長

手続的な流れの時間差ですよ。どういう主体がどういうものを出して、どう判断してと。

梶山委員

タイムテーブルの問題はもちろんあるんですよ。例えば国から指摘を受けて治水対策に取り組まないところに至った、その辺のその、だれがどういうふうに、国からどういうことでどういう質問を受けてとか、住民に対してはその委員会としてどういうアクセスをしていくかとか。そういうところは全く出ていないわけですね。これは一つの手がかりとしてはなるんですけども、透き間だらけというか、それがとにかくある程度見えないと・・・

福田委員長

わかります。ここの部分のために真実というか、その部分詰めていきたいという作業に入るわけですけども。とりあえずここがないと、いきなり今日これでやってしまうとまた全体が見えなかったので、今日これやっておきまして、また時間がとれるかもしれないんですけども。ここについていろいろ、梶山先生とか平松先生、いろいろ手続とか、そういう面で逆に詳しい方々ですね、に逆に県といろいろ、事務局の方と効率的に質問していただく形に移りたいと思うんですけども。

石澤委員

すみません。この話になってきたんですけども。先ほどから審議するかどうかという声もありますよね。それに関して委員長は、多数決はとらないという方向で行くわけなんですね。そうすると、こうなりますし、もし仮にとるというんだったらとって、そこで審議するかどうかということをこの委員会で決

めてということになりますよね。そこをどうされる・・・では多数決をとらないんですね。

梶山委員

まず浅川を審議事項として、その要望との関係でやっていくかどうかです。そういうことでしょうか。

石澤委員

そこは、だから委員長の進め方ですよ。

福田委員長

それが、この今までの流れが正しかったのかどうかということをいろいろ詰めて、それで最終的にやっぱり手続が必要であったろうということにみんな、ほとんど大半がそうなんだろうということなんですけれども。そうじゃないという方がこの中にいらっしゃった場合に、ちょっとどうするのかなというのがまだ私はちょっと出ていないんですが。とりあえず、大半の方がこの流れでよろしいかなという形で進めさせていただきたいと考えております。

石澤委員

それと、先ほど青山さんの言った個別論は、あれは4のところ署名で書けるわけだから、共通の意見というか、個々の立場というものの部分をきちんとまとめるというのが大事ですからね。

福田委員長

だから3月末までここまで行って。この個別的、優先的なりというところに入れるかどうかとありますけれども。ここはもしかしたら個別に行く、専門的に深くという形で、ここの、については詰めていくと。そうしたときに、いろいろ皆さんから請求しているとか、資料とかが出てきて、もうまさにこの中身に入っていったら、事務局との質問なり、回答なりという形になるんですけれども。

今日これにその意味で、ご期待されて来られた方もいらっしゃると思いますが、けれども。これを決めない限りまたあれだったので、もう今後からスムーズになっていくと思います。この部分、手続で、どうして行き詰まって、最終的にはこの責任、権限で、委員会としてどうあるべきかと。先ほど平松先生がおっしゃってくださったように、第二、第三の浅川をつくらないというようなことを、やっぱり全国にも問い、投げていくという意味も含めてと思っています。そこは今日、みんなそういう同じ合意ができたのかなと思っていますけれども。

次回、とりあえずここを質問するかどうかも含めてですけれども、次回の予定とかを先に決めてしまった方が、と思います。

保母委員

これはあれですよ、相当、第1次の草稿ができ上がった段階で、それをこういう会議よりもメール等で交換し合って、それ相応の形を整えてからやった方が能率的ではあるんですよ。

だから、そうすると、今日が1月25日、約1カ月後ぐらいのところ。いや、私も昨日まではめちゃくちゃ忙しかったけれども、明日からはひまです。いや、ひまではないですけれども。ひまだから、やる・やらないというのではなくて、重要な委員会ですから、失礼しました。

手伝えることはできますので、1カ月ぐらいでそこらまでちょっと、第1次、2次ぐらいの根回しをして、会議と、要するにどこが食い違った点で議論する必要あるとか。ここは大体こんなものだからというようなことがわかってからでないと、効率的ではないですね。だからもう1回会議をやることのできるというのであれば、約1カ月あとというぐらいのところ、大体の7割方はでき上がっているというぐらいのところ議論したら。

石澤委員

一番委員長が心配しているのは、その原案をだれがまとめるか、もしくはだれがつくるかということなんですね。

保母委員

それは、委員長がここをやってくれというふうに指名するから、みんな嫌だとかということは、そのことは一切言わずに協力しましょうと、ここで決めればそれで終わりじゃないですか。

福田委員長

原案を書くに当たっても、まだ原案を書くに当たっても、その聞きたいことがあったとかとあると思うんです。だからそれに当たってさっき申し上げたんですけれども、全員集まらないで、例えばみんなでもうそれで任して、原案をつくる方が数人で検討してもらって、そういう作業も含めて完成してしまうとかという形になるかとも思うんですけれども。

梶山委員

はっきり言って、県からの答えが、のりくらりになる可能性が大変高いと思っています。だからその、要するに、かなり1問1答で詰めなくてはいけない質問事項がいっぱい出てくるわけです。だからメールのやりとりだと、聞いていることに、ここを一番聞きたいところにまともに答えていないとか、おそらくそういうことが山ほど出てくるような予想があるので。

少なくとも最初のこのもらったテキスト、これについては一度は面と向かっていろいろやりとりをしないと、多分、メールのやりとりだと埒があかないような気がします。だから、これはやっぱり一度時間をかけて・・・

平松委員

質問によっては、聞いて納得できる問題もありますよね。だからその辺の交通整理というか、各委員個人個人で必要だと思うんですという話になると、今、言われたように、質問タイムではないですけれども、その時間を設けて、一つ一つ個々の委員の疑問点を払拭していく。それで、疑問は疑問で残ったところが問題点ということになるんだろうから、それによって書きっぷりは変わってくると思うんですよ。

青山委員

梶山さんからのご質問は4つあります。県から膨大な資料はあるのですが、県がどこまでこれに直接、簡単に答えられるかわからないと思います。資料1から7でなくて、これについて全部、今、聞いてしまったらどうですか、具体的に出したのは梶山さんだけだし・・・いえいえ、違います、これ。この膨大な資料というのは、梶山さんのに対して出てきたんです。それでこの、僕が見る限り、これはすぐ答えられるのは、これだけ皆さんいらっしゃるのだから、すぐあるわけだから、後ろのは参照なり関連文献で、これは即答えてもらえればいいと思いますよ。

梶山委員

この検討経過という表書きがありますよね。浅川治水対策の検討経過。資料の全体の説明になっているんですが。これもいろいろあるんですけども、まず最初の矢印がついている部分がありますね。「河川改修原案については、計画高水位が従前の計画に比べて高くなることにより危険度が増すこと。河川改修で架け替えた橋梁の再改修が必要となることが危惧され、流域対策原案については、ため池・水田貯留による云々、国から指摘があり、水田貯留については、治水対策に盛り込まないことにした」と。まずここの経過から行きますと、いつの時点で、その盛り込まないこととしたというのは、どういう期間のどういう決定なのか。これはまずここで一つですけども。

それから、この赤い部分についてですね。この国からの指摘がいつどういう形であって、それに対して治水対策に盛り込まないこととしたという県の決定は、いつ、それはだれが、どういう形で決めたのかということです。

小平河川課長

梶山委員のご質問ですけども。これ全部説明していかないと、多分流れがわからないと思います。この部分、部分だけでは。それで、今からこれ始めますと1時間以上かかりますので・・・

梶山委員

一通り説明していただいてから質問した方がいいですか、本当は。

福田委員長

5時ぐらいまでだと思いますけれども。でも、ちょっとやっぱり丁寧に、これやりたい部分なんで。

梶山委員

いや、あとの方にまだだんだん、上の方は大体わかるので、僕はまだ評価、この の話が入っているからわかるんですけども、変わっていく過程なんですね。ですからこの赤い矢印あたりから、だんだんその質問事項は増えてくるという感じなんです。

福田委員長

簡単には答えられないでしょうか。

岡本委員

福田委員長、とにかく専門家同士の質疑をやるうというんですから、やっぱり県当局おっしゃるように、一応通した形をいただいて、その上でないと、もう手戻りが多いし説明し切れないし、それをここでやるのは無理だと思います。一度ちゃんと時間をとらないと。

福田委員長

わかりました。日程を決めましょう。日程については、県と梶山先生とか、まず優先的に決めていただいて。

青山委員

それを委員会でなくて、何かワーキングみたいにやるんですか。

福田委員長

なるかもしれないですね。

青山委員

だったら希望者がそこに参加すると。

福田委員長

聞きたいという中で、梶山先生が出ていらしたら、梶山先生だけなんで、優先でということ。

岡本委員

いや、それは日程決める上で、梶山先生優先はいいんですけども。やっぱり委員会ですよ、これは。ただ、委員会に出られない、例えば梶山先生と日程がバッティングしたら出られないというだけで。

福田委員長

わかりました。では次の委員会日程を、今メンバーがそろっていますので。

塩原委員

2週間後ぐらいで設定できないでしょうか。あまり1カ月ということになると、先がないのではないのでしょうか。だめですか。

福田委員長

県も議会とかいろいろあると思うので。

青山委員

検討会、勉強会というものです。

岡本委員

実質はね。

青山委員

検討会というより尋問ですよ。聴聞というか。

福田委員長

私は4日の週はもうだめなので、それよりも前がいいんです。

岡本委員

あと梶山先生に空き日を教えてもらって、それから始めましょう。

青山委員

この次からこういうのは2時間とれるわけですよ。だから梶山さんのを優先して。

梶山委員

2月8日はいかがでしょうか。

福田委員長

私は出られませんけれども、過半数がとれれば逆に。ちょっと代理の副委員長も出られない形ですけれども、それはもう皆さんで進めていただくという形でいいと思いますが。

平松委員

いや、それはまずいんじゃないですか、一応委員会という形式をとる以上は、まずいと思いますよ。

福田委員長

4日の週はだめなんですね。

梶山委員

別件が未確定なのが結構あって。14日は多分、ここは大丈夫になります。

福田委員長

1日は先生、ちょっと都合が悪いですか。

梶山委員

2月1日は滋賀県に行くんです。会議が10時から2時までなんです。

福田委員長

18日はいかがですか。

梶山委員

18日は午後4時に裁判があるので、21日なら大丈夫ですが。

福田委員長

土日でもいいですか、皆さん。21日なら大丈夫なんですか。

青山委員

E Uに行ってしまうから、できれば出たいんですけども、すみません。19日から27日に出かけてしまうので、それ以前だとありがたいんですけども。

福田委員長

日程がなかなか合わないですね、どうしましょう。

青山委員

梶山さんが優先だから。

平松委員

やっぱり委員長がいないとまずいと思うんです。

福田委員長

私は4日から15日がだめなんで、だから18、19、20日か、その前の週ですね、早くということなら18日から1日。土曜日でも私はOKです。28日から1日はどうですか。場合によっては2月2日の土曜日。6日はいかがですか。

梶山委員

6日、12日が裁判なんです。

福田委員長

19日から21日の週は、19日の週で梶山さんあいているときは。18日の週で。いつだったら。

梶山委員

18日の週はこれ・・・19日の午前中なら。

福田委員長

私も大丈夫ですね。皆さん、19日の午前中は。

青山委員

僕は出かけちゃうからだめなんですけれども、詳細議事録が即、音声でも何でも来れば、ICレコーダーでとっておいてそれを送ってくれば、ファイル転送で、音は全部入りますからね。

福田委員長

19日の午前中で参加できる方は何人ぐらいいらっしゃいますか。大丈夫ですが、挙手をお願いいたします・・・過半数に行きますね。では19日の午前中、では10時でいかがですか。議会は大丈夫ですか。

先ほど私のスケジュールをとってあったんですけれども、私にこだわる必要があるのか、ないかということになりますね。

保母委員

2月19日に、そのときにやっていただくと。それまでにちょっと、どちらにしてもそれいろいろ相談をし合って。

福田委員長

今日のこのことについては私の方で、一人一人にお送りしているんですけども、全員一緒のアドレスでかまわないですか。今、お一人お一人に個人情報というか、では皆さんに一括でちょっとメールを。

保母委員

ここで了解を得ておけば、だめだという人は個別で。

福田委員長

そうですね。アドレスはみんなと別ではずしてほしいという方はいらっしゃいますか。ではそうでないならば、皆さんちょっと一緒にお送りいたします。今日のご出席。それで内山さんと岡本先生はファックスでということで入れますので。BCCでお送りします。ちょっと皆さんのメールアドレスは出ませんけれども。皆さんにお送りするということで。19日の10時ということでよろしくお願いいたします。そのときにこの資料を、今日配っている、ちょっとボリュームがありますけれども持ってきていただくということでお願いいたします。

松岡委員

19日にやるときに、19日に、ではどうしようかとやったら絶対間に合わない。19日の段階でこういうふうに進めたいと思いますという、スケジュールのことも含めた原案を委員長が示していただいて、よほどのことがないと、我々はそれに従うということにしておかないと、どうしようという・・・19日以降3月31日までの。それで、例えば執筆者等に関しても、前に原案を出されていますので、もう一度それをきちっと整理されて、示されて、もちろんだめだということはあるかもしれないけれども、それでいける限りにおいては認めてOKを出していかないと、絶対間に合わなくなって。

福田委員長

結局、大きくこちら辺の、ボリュームはいらないと思うんですけども、骨子なり原案といったときに、どなただということをお願いしたいと思うんですが・・・岡本先生いらっしゃらないから・・・では岡本先生、梶山先生のサポートはこれあれしながら、梶山先生、岡本先生ということで。

では岡本先生に、ちょっと今日いらっしゃらなかったのも、もし嫌だと言われたら、それは頼みます。ちょっと岡本先生にお電話して頼みます。岡本先生に原案をつくっていただいて。でも2月19日に岡本先生の予定が確認できていないんですね、そうすると。

事務局（手塚技術管理室長）

2月はスケジュールが厳しく都合が悪いという話だったです。

福田委員長

ではすみません、梶山先生・・・書くのはいいんでしょうか。では原案をつくっていただくのは岡本先生につくっていただいて、それで、いろいろ19日に出席したメンバーとか、いろいろ皆さんで集めてその原案を練るということで。その練り方についてのスケジュールは、次の委員会も決めちゃった方がいいですか、19日以降、決めた方がいいですね。19日にやって、岡本先生の原案もメール等々で受けとっておくということにしたときに、3月のいつ、3月は2回ぐらいでしょうか、も固めていく、その原案について。それで、梶山先生と今度出席いただく委員の皆さんもありますし、それで、ここの部分を詰めていくのが多分かなり難しいのではないかとあったんですけども。個別で、言いたい方も書き出してしまっていていいと思います。個別で、もう浅川についてとか、これについて言いたい、個別の名前で出したいという方は書き出してください。それで原案について練っていくんですけども、個別についてはあまり議論はできないと思いますけれども。そういうことで、その原案なり個別案を持ち寄って会議する。それを3月いつにするかということですけども、ここは決められると思います、今は人数もそろっていますので。でも岡本先生のあれがいりますね、そのときは原案だから。

石澤委員

原案をつくっていただいて、それをみんなで受けて、みんなで修正するという形でいいと思うので。とりあえずのたたき台はつくっていただくけれども、その岡本先生のご出席に必ずしも束縛されることはないと思います。

福田委員長

わかりました。では3月、過半数超える日、3月は忙しくなりますけれども、皆さん、決めたいと思います。

まず2回と考えると、前半で10日の週ですね、14日までに。私はちょっと3月はまだ入っていないので。

事務局（手塚技術管理室長）

県では、2月県会の関係がございまして、土木委員会が3月11日までありますので、できれば3月12日以降にしていいただければありがたいと。

福田委員長

では、14日ならいいですか。14日でよろしい方、ちょっと挙手をお願いいたします。では、もし梶山先生が出られないというようなことがある場合も、ご意見なり、このフォローで、あらかじめヒアリングなりして必ず反映するというので、14日で決めたいと思います。時間は、午後1時から、ここで原案とかも詰めていくという作業ですね。そして確定作業として、もう14日にその作業を決めるし、任期が3月末までということなので、出し方とかもきちっと決めて、それに向けて、提言をどう出すかという話もありますよね。みんなで3月末に出すのか、間に合わなければ延びてというのものもあるかもしれませんが。3月にもう一回やるとしたら後半・・・

青山委員

だけど、個別の事業もやらないとすれば、ちょっと多くして5時間とかできるわけですね、休憩を入れたり、極端な話、食事を入れよう。だから何回もというより、その14日にかなりいろいろな・・・

福田委員長

詰めてしまいますか。もしあいていれば、例えば、昨年一回やったことがありますが、10時から夕方5時までというのもあるので、皆さんが可能ならば。

青山委員

全員が、そのフルにではなくても、自分の特に、委員長はいてもらうにしても、関係するところに集中的に出てもらうというので。しょっちゅうというより、長い間やる方がいいかもしれませんね。

福田委員長

そうですね、13日午後だけ出られる方、午前だけ・・・

では10時からスタートで出られる時間で、もちろんフルがいいですけども。

青山委員

プログラムがもしあれば、あとで送っていただくと。何時から何時、主に何をやるというのを。

福田委員長

わかりました。ではそのあとどうするか、そのときにまた決めるということ。14日に10時からフルに一応、時間でやるということ。これまでに岡本先生の原案もご用意いただいでおくし、個別も皆さん持ち寄っていただくと。

青山委員

個別は、早い話、手続論の人もいれば、中身も、それはそれぞれ自分の責任があって、それで分量は。

福田委員長

分量は、今、決めた方がいいですね、A 4 2枚の範囲で、中身は個別で。

青山委員

ではそのぐらいだったら、本当はそのときに全員、出してしまったらいいのではないですか。

福田委員長

1カ月以上ありますし。だから全体に注力するというので、個別では、こんな意見があるということやみんな認識するというので、ではそういう形でよろしいでしょうか。それで、できれば3月末には出られるというか、メンバーがそろって提出に至りたいということで、それが一番やっぱり価値があることだと思います。ではそのような形で進めさせていただきます。

梶山先生、事務局の方も19日10時からでよろしくをお願いします。

長いことありがとうございました。でもやっとまとめの方向が出てきたので、戻りまして、今日、明日中には今日決まったこととかを、皆さんに必ずお送りいたします。岡本先生にも確認をとります。ということで、今後浅川に向けてよろしくお願いいいたします。それで意見書につきましては、意見書の提出は任されたんですけども、提出の仕方については、差し支えなければこの日、19日とかでやってしまうことも可能ですし、事務局と調整をして、私の方から提出するというのでよろしくお願いいいたします。長いことどうもありがとうございました。では事務局の方へ。

5. 閉 会

事務局（赤羽主任専門指導員）

本日は、大変お忙しいところをご出席いただき、また熱心にご討議をいただきまして、大変ありがとうございました。次回の委員会でございますけれども、改めて通知を差し上げますので、先ほど決まった日程でよろしくお願いいいたします。

以上をもちまして、平成19年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。